



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	教養部. 序章 教養部—北大百年目の断面, 一 教養学科. 二 一般教養科. 三 一般教養部. 四 学生急増期の教養部. 五 大学紛争以後の教養部. 終章 改革への動き. あとがき. 付録. 年表
Citation	北大百年史, 部局史, 65-155
Issue Date	1980-03-20
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29948
Type	departmental bulletin paper
File Information	bukyokusi_p65-155.pdf



教

養

部

目次

序章 教養部―北大百年目の断面	69
学生数―類・課程・学級―教官数―教官組織―教官の負担―事務官・技官等―施設・予算―改 革問題	
一 教養学科	77
「新制大学」―前史―教養学科―学生編成―教官組織―事務機構―予科と教養学科	
二 一般教養科	83
一般教養科―分散校舎―「新制大学のあり方」	
三 一般教養部	88
一般教養部―北海道大学通則―一般教養部規程―教育課程―水産学部―体育・音楽専攻―「一 般教育の実施要領」―学部移行―通則改正―教養部	
四 学生急増期の教養部	97
学生定員の変動―部長職―医進・歯進―学級担任制―教職員―新館建設―教養部図書室―制度 委員会―各種委員―「教官会議規程(案)」―教養部審議会―合同委員会―『嬰珞』	

五 大学紛争以後の教養部

110

「大学紛争」―授業―教官会議・教職員会議―部長職―学生委員会―再建と解散―運営委員会
 ―問題検討委員会―教育課程―増築―北大百年目

終章 改革への動き

122

改革前史―教養制度委員会―仮設カリキュラム―機関研究―改革調査専門委員会―第二工委
 員会―両特別委員(会)―新機構―その後

あとがき

130

付 録

132

一 歴代教養部長一覧 二 教養課程学科目別教官一覧 三 歴代事務長・事務長補佐・掛長・
 主任一覧 四 旧校舎平面図 五 教養部建物沿革図

年 表

149

序章 教養部—北大百年目の断面

この部局史では、各部局の発端から、北大の開基百年目、つまり一九七六年（昭和五二）の年末までの各部局の歴史が書かれることになっている。まず、一九七六年末の時点での教養部の断面図を描いてみよう。なぜそのような作業が必要か。それは、北大のあらゆる部局のうちで、教養部ほどわかりにくい部局、教養部ほど説明しにくい部局がないからである。そこではじめに、教養部の現況について、確かな事実を幾つかおさえておこうということである。

学生数

『北大時報』第二七一号（一九七六年十月）によれば、教養部には、十月一日現在で、二学年合わせて四六六四名の学生が在籍している。全学の、大学院生を含めた学生数の四六％弱に当たり、大学院生を除けば五〇％弱に相当する。教養部の女子学生は、四七八名で、一〇％をわずかに超えている。また別な統計によれば、教養部在籍者の過半数は北海道出身者であるが、それでも約四六％は、他の都府県出身者で占められている。いずれにせよ、教養部は、学生数からすれば全学で最大の部局である。

ほかに教養部では、少数の大学院生の教育も現実に行われている。こうした院生は、ほとんど理学研究科の院生であって、同研究科在籍のままで、教養部の施設において、教養課程担当教官を指導教官として研究に従事している。彼らは、一面では助手定員の不足を補って、教養部の教育を実質的に助けながら、学位論文をまとめることもある。教養部の教育機能を考える場合、事実上の問題として、こうした院生の存在も無視してはならない。文系教養課程の担当教官が院生の指導教官になる例も皆無とはいえないが、その事例は理系よりも少なく、また教養部の施設内で院

生を指導することはまれである。

類・課程・学級

北大に入学した学生は、ほぼ全員がまず教養部に学籍を持つ。他の大学で学士号を取得したものが、いわゆる「学士入学」の形で、教養部を経由せず直接に学部へ入学する例や、他大学から北大の大学院研究科へ入学する例もあるが、それらは少数にすぎない。

教養部の学生は、類・課程に分属する。一九七六年（昭和五二）の教養部は、文類・理類・水産類・医学進学課程・歯学進学課程に分かれている。一年目・二年目ともに、文類は一〇学級、理類は二二学級、水産類は四学級で、医進二学級、歯進一学級となっている。一学級当たりの学生数は、平均して五九・八名である。

すべての学生は、教養部に原則として二年間在籍する。しかし、文類・理類の学生は、二年目後期から、教養部に学籍を残したままで各学部・学科に分属する。このいわゆる学部移行生は、一週間に四日間（月・水・木・土）それぞれの学部で専門課程を履修し、二日間（火・金）だけ教養部で外国語科目・保健体育科目を履修する。医進・歯進の学生は、半年遅れて三年目当初から専門課程を履修する。

水産類の学生は、二年目後期から札幌を離れ、函館の水産学部へ移行するが、二年目の学年末まで学籍が教養部に残り、外国語・保健体育を引き続き履修することには変わりはない。しかし函館では札幌の場合とは異なって、外国語や体育の授業を特定の曜日にまとめることはない。

教官数

やはり『北大時報』によれば、一九七六年（昭和五二）十月一日現在の「部局別教職員数（現員）」の教養部の欄には、事務官・技官・その他の職員の数は記載されているが、文部教官は一名も在籍しないことになっている。それは、それなりに正しい。

ところが、同じ年度当初の教養部の『履修の手引』には、「教養部教職員名簿」がついていて、教授四五名、助教

授八四名、講師二三名、助手一四名、外人教師四名の合計一七〇名が記載されている。この時点で、一七〇名の「教養部教官」がいたことは確かである。

『履修の手引』は、函館の水産学部常駐の「教養部教官」（当時二名）を省略している。また、一七〇名という数は、年度当初の現員であるが、この数は、十月一日現在でもほとんど変わっていない。これらの教官の任務は、主として教養課程の教育を担当することにある。教官研究室も、函館の二名を別として、すべて教養部の建物の中にある。その意味では、確かに「教養部教官」と呼んで差し支えない。

それにもかかわらず、教養部に一名の教官も在籍しないというのは、どういうことか。北大のあらゆる部局のうちで、教養部ほど説明しにくいところはないといったが、教養部の教官組織こそは、最も説明しにくい点の一つである。ようするに、「教養部教官」は、教養部に「住民登録」をしながらも、教養部には「本籍」を持たないということである。『北大時報』は「本籍」を問題にしているのに対して、『履修の手引』は「住民登録」を問題にしているといえよう。この「本籍」については、改めて説明される。

なお、『北大時報』から教授・助教授・講師・助手の比率を見ると、全学では二三・七%、二五・六%、八・三%、四二・四%である。『履修の手引』から「教養部教官」のみについて同じ比率を計算すれば、二六・三%、四九・七%、一三・五%、八・二%、ほかに外人教師二・三%となる。助手が異例に少ないために、教授の比率が高く見える。教授・助教授・講師のみで計算すれば、全学では四一・二%、四四・四%、一四・四%であるのに対して、「教養部教官」では二九・六%、五五・三%、一五・一%となる。

教官組織

では、「教養部教官」の「本籍」は、どこに置かれているのか。いわゆる「北大方式」では、教養課程の学生を学部に分属させず、学籍を教養部において類・課程に分けた。これに対して、教官については

「本籍」を教養部に置かず、専門に応じて幾つかの学部へ分属させる方式がとられた。

人文科学分野の教官と外国語科目の教官とは、すべて文学部に「本籍」を持つ。社会科学分野の教官は、文学部・法学部・経済学部に分属する。自然科学分野の教官は、図学担当教官を除いて、すべて理学部に所属し、図学教官だけは工学部に本籍を持っている。体育関係教官は、教育学部に所属する。北大の『職員録』では、これらの教官は、各学部の「一般教育等」という項目のもとに分類されている。「一般教育等」とは、一般教育科目・外国語科目・保健体育科目の総称である。北大では、専門課程を担当する教官は、すべて「講座」に所属しているのに対して、教養課程を担当する教官は、すべて「一般教育等」の「学科目」に所属している。専門課程の学科目は、現在の北大には置かれていないので、北大で学科目といえば、ただちに教養課程を意味し、講座といえば専門課程を指す。

北大の教養課程では、かなり多数の教官が学科目所属に固定されている。しかし学部によっては、異なった事情もある。法学部では、学科目から講座へ、また講座から学科目へと、相互の流動性が高い。経済学部では、新任の教官が専攻分野のいかんを問わず、まず学科目に所属し、新しい教官が着任するたびに古い教官から順に講座へ移る。理学部でも流動性はあるにしても、法学部には及ばない。文学部では、学科目から講座への移動の事例がわずかながらある。しかし、助手を別とすれば、講座から学科目への異動の例はない。

「教養部教官」は、所属学部の内規に従って、学部教授会に議席を持つ。文学部では、専門課程関係と教養課程関係とで教授会が分かれており、教授は双方の教授会に出席し、助教授はいずれか一方に参加することになっていて、学科目所属の助教授は教養課程の教授会にのみ出席している。

「教養部教官」の人選は、関係学部の教授会で行われる。北大の場合、教養部は学内措置によって設置されているだけであって、官制上の組織ではないので、教養部教官会議は人事権を持っていない。

なお、水産学部には、三名の「教養部教官」が「住民登録」をすることになっている。英語担当（文学部・欠員中）、独語担当（文学部）、体育実技担当（教育学部）の三名である。これらの教官は、二年目後期の移行生や三年目以降の単位未修得者の教育に当たっている。

教官の負担

『北大時報』によれば、一九七六年（昭和五二）十月一日現在の全学の文部教官の数は、一八七二名であった。「教養部教官」を一七〇名とすれば、約九％に当たる。全体の教官数から、かりに病院・農場・演習林などの教官を除外して計算したところで、九％が一％に変わるだけのことである。一方、教養部の在籍学生数は、すでに述べたとおり、大学院生を含めた学生数の約四六％であった。一一％の教官が四六％の学生を担当していたことになる。この数字は、少なくとも年度前半については、そのまま実情を示している。

年度後半については、ある程度、事情が変わると見るべきであろう。文類・理類の二年目学生は、週に二日しか教養部へ登校しない。したがって、これらに対する「教養部教官」の負担は、三分の一になっているとしよう。水産類の二年目学生については、単純に三分の一ともいえないが、これも三分の一と考えてみよう。こうした事情を加味して試算すれば、一一％の教官が約三四％の学生を担当していることになる。年度前半の四六％が、後半には三四％に変わるということである。

教官の負担というものは、もとよりこの種の数字だけで説明しきれるものではない。しかしこの数字から、教官一名当たりの担当学生が相対的に多いということだけは断言しうる。そしてこの点は、教養部の教育における最大の問題点の一つでもある。

ところで、実際の授業についていえば、一九七六年度後半の教養部の授業担当者は、札幌だけで総数にして二五六名であった。このうち、「教養部教官」は一四七名である。一四七名とは、助手を除き、外国出張者などを除いた数

である。ほかに、学外から八九名の非常勤講師を迎え、学内の他部局から二〇名の教官に支援を求めている。学内からの支援者は、「兼担」あるいは「非常勤」の形で教養部の授業を担当する。たとえば、理学部の講座所属の教官が教養課程の物理学を担当すれば、それは「兼担」と呼ばれる。物理学という学科目は、そもそも理学部が責任を持つべきものとされているからである。工学部の教官が教養課程の化学を担当すれば、「学内非常勤」として扱われる。化学もまた理学部に属していて、工学部は化学の責任部局ではないからである。

学外非常勤への依存度は、全学のうちで異例に高い。そしてこの点も、教養部の教育における大きな問題点である。学内兼担・学内非常勤への依存度は、必ずしも高いとはいえない。学内兼担についていえば、「教養部教官」の側はむしろ輸出超過といってよい。たとえば文学部関係だけでも、専門課程を兼任する教官は二〇名を超えている。

事務官・技官等 一九七六年（昭和五二）十月一日現在の教養部の事務系職員は、『北大時報』では四五名となつて

いる。文部事務官三三名、同技官六名、その他の職員は六名である。事務系職員の総数は、全学で二五三〇名であるから、教養部には一・八%しか配置されていないことになる。

事務局・学生部・図書館・病院・農場・演習林・研究所などを別として、学生と直結した部局（学部・教養部）だけで見ると、総数一〇五二名となる。教養部には四・三%が配当されていることになる。

職員数で最も似通っているのは、歯学部である。四四名の職員が配属されている。歯学部の学生・院生の総数は一七二名であるから、職員一名が三・九名の学生・院生を分担している。実験系と非実験系とは、単純に比較できない面がある。そこで、非実験系の例として経済学部を見れば、職員一名当たりの学生数は一〇三・六名である。教養部は、実験学科目・非実験学科目の双方を含んでいるが、職員一名当たりの学生数は一〇三・六名である。

職員の負担を考える場合、学部と教養部とは、やはり単純に比較できない面がある。教養部では、教官の人事は

扱われず、会計関係の事務内容にも異なった面がある。そこで学生と直結した職員の数だけで比較してみよう。経済学部は、経済学部の八七・三名に対して、教養部では教務掛・学生掛の双方で一三名になっている。職員一名当たりの負担は、経済学部の八七・三名に対して、教養部では三五八・八名に及ぶ。二年目後期の学部移行生の事務を割り引いて考えたところで、両者の差は歴然としている。

施設・予算

教養部の施設については、建物の面積を示し、文系学部（文・教・法・経）校舎と比較するだけにとどめよう。一九七六年度の『北海道大学一覽』によれば、教養部の延べ面積は、二万七三六〇平方メートルである。文系学部は、一万八〇四〇平方メートルとなっている。これを学生数との対比で考えるならば、文系学部では、学生（院生を含む）一名当たり一四・一平方メートルとなり、教養部では五・九平方メートルとなる。学部では、教官室に充当される面積の比率が教養部よりも高い。したがって、この差がただちに学生の享受する面積の差にはならない。それにしても、教養部の人口密度はかなり高いといわなくてはならない。

予算については、学部と教養部との性格の相違からして、単純な比較は許されない。いわゆる「学生当積算校費」についていえば、一九七六年度には、教養課程の学生一人の積算単価は、約二万七〇〇〇円であった。専門課程では、文科系一万六四〇〇円、理科系三万七五〇〇円、医科系四万七〇〇〇円の単価で積算された。教養課程の単価は、専門課程の文科・理科の相加平均になっている。いいかえると、文・理同数の大学を前提とした単価である。北大のように、理・医系が四分の三を占める大学では、実験・実習の費用がかさんで相対的に不利になる。

ほかに「教官当積算校費」と呼ばれる費目もあって、学科目担当者については、「北大方式」のもとでは、各教官の所属学部に配当され、そこから研究費が配分されるしくみになっている。この教官当積算校費にも、講座制と学科目制とで差がある。非実験講座と同じ非実験の学科目とを比較すれば、講座は学科目の一・八倍強に相当する。これ

は、教授・助教授・助手各一名の三名を単位として計算したものである。しかも講座の場合は欠員があっても配当額が不変であるのに対して、学科目では欠員中の教官には配当されない。講座についてはまた、所属教官の職階にかかわらずなく予算が計上されるのに対して、学科目では職階別・個人別の配当であるために、教養部しかも北大教養部のように教授の現員が少ないところでは、全体としてそれだけ不利になる。

なお、北大ではこれまで、教養部の財源不足を軽減するために、すべての学部・研究所などが「学内共通経費」の一つとして「教養部運営費」を分担することになっている。また教養部からは、やはり学内共通経費の一つとして「学生部運営費」を拠出することにもなっている。一九七六年度でいえば、学生部運営費は、教養部運営費の約九六％に及び、両者はほぼ相殺の形になっている。学生部運営費を免除してもらう一方、教養部運営費を返上しようという主張、いいかえるとある種の独立採算論が主張される根拠はここにある。

改革問題

これら一連の状況には、北大の特殊事情もあれば、国の文教政策に由来する全国共通の事情もある。いずれにせよ、なんらかの形で現状を開きしようという動きがかなり以前からあった。北大百年目の断面で教養部の現状をとらえるには、現に進行中の改革論議にも触れなくてはならない。

北大百年の歴史の中で、教養課程の歴史は、すでに四半世紀を超えている。教養課程発足の時点で、文系学部はいまだに法文学部と呼ばれていた。文学部・法学部・経済学部は、独立部局としては教養部よりも新しい。教育学部・獣医学部・薬学部・歯学部も、やはり新しい。この点からして、教養部は決して新しい部局とはいえない。

しかも教養部は、発足以来これまでに四つの名称を持った。「教養学科」・「一般教養科」・「一般教養部」・「教養部」がそれである。改革論議が進めば、近い将来に五つ目の名称を持つかも知れない。このことは、教養部の歴史が多分に流動的であったことを示す一つの証拠でもある。そして北大百年目の時点でも、この流動的な性格は余り変わって

いない。

一九六九年（昭和四四）のいわゆる「大学紛争」をきっかけとして、全学的な改革論議が始まった。翌年には「北海道大学改革検討委員会」が生まれ、教養課程に関する委員会は、第二―専門委員会と呼ばれた。すべての専門委員会はすでに解散しているが、教養課程に関する改革論議だけは、その後も別な委員会に受け継がれている。これまでに改革を実現したのは、法学部だけで、他の学部では改革論議自体が事実上停止している。教養部の改革は、いまだに具体化してはいないが、教養課程については、改革論議を中止できない事情がある。

教養部の性格がわかりにくいといわれるのは、その歴史の流動性にも一端の理由があろう。本稿の序章で、教養部の現状を観察しようというのは、そして終章で改革問題を取り上げようとするのは、まさにこのためである。

なお、この部局史「教養部」では、他の部局史とは異なって、学科目担当教官の研究活動には触れられない。それはもっぱら、教養部という部局の性格によるもので、一般教育の学科目担当教官は、研究者としては学部に分属することになっているからである。特記すべき研究活動があるとすれば、すべて関係学部の章で述べられることになる。

一 教養学科

「新制大学」

今日、「新制大学」という言葉は、ほとんど死語になっている。「旧制大学」が消滅して久しいために、あえて「新制」の二字を冠する必要がなくなっているからである。教養課程の歴史は、いま

でもなく新制北大の一部として、一九四九年（昭和二四）に、まず「教養学科」という名称のもとに始まった。新制の学部は、医学部を別として、翌年十月から授業を開始し、一九五三年三月に第一期生を卒業させた。新制の大学院は、一九五五年三月に修士課程第一期修了者を、一九五八年三月に博士課程第一期修了者を送り出した。医学研究科の博士課程は、一九六〇年三月に第一期修了者を送り出す。新制大学は、大学院を含めて、ここで完成したことになる。

旧制の予科の歴史は、一九四七年入学の予科「生徒」が一九五〇年三月に予科を修了する時点で閉じられる（一九四八年度入学の生徒は、一九四九年に教養学科の一年目に編入される）。旧制の学部は、一九五〇年四月に、予科修了者を含めて最後の入学生を迎え、一九五三年三月（医学部は一九五四年三月）に最後の卒業生を送り出した。旧制の大学院が消滅するには、なお数年を要した。しかし、新制大学が完成すると相前後して、旧制大学の歴史が終わることには変わりがない。

前 史

まず簡単に、「教養学科」発足までの前史に触れておこう。新制大学が発足するということは、大きくいえば戦後史の一環であり、戦後教育史の一部である。制度の大わくは、「教育基本法」（一九四七年）をはじめ、「学校教育法」・「大学基準」（同年）並びに「大学設置基準」（一九四八年）で示された。

北大では、一九四七年（昭和二二）三月に、「北海道帝国大学大学制度審議会」が設置されている。これは、北大を新制大学へ改組するための最初の全学的公式機関で、八月には『大学制度改革案』という冊子をまとめている。

十月には、総長のもとに「大学制度改革実行委員会」が設置され、翌年一月には、「新制大学設置基準対策委員会」がつくられ、この委員会によって、「北海道大学設置案」がまとめられる。

教養課程に関しては、一九四八年七月に「教養学科運営委員会」が置かれ、翌年一月には「教養学科特別委員会」

が発足している。理学部長松浦一教授を委員長として、教養学科開設のための具体的な作業が始まった。第一期生の入学試験は、六月八日から行われた。

さらに六月中に、「北海道大学教養学科連絡委員会」がつくられている。これは、「教養学科の連絡並に運営について審議する」機関で、学長が委員長に、理学部長・法文学部長がそれぞれ副委員長となった。委員としては、ほかに農・医・工・水産の四学部長や事務局長が加わり、さらに理学部・法文学部から、それぞれ教養学科担当教官・専門学科担当教官各一名が選出された。

入学式は七月二十八日に行われ、夏期休業を取りやめてただちに授業が始まった。

教養学科

ともかく教養学科は発足した。二名の副委員長が年次交替で教務を統轄することになった。初年度には理学部長、次年度には法文学部長がその任務を担当することになったが、二年目には一般教養科が改称・改組されて主任が置かれるために、副委員長が統轄責任者になったのは、初年度だけである。

旧制予科は、一九五〇年（昭和二五）三月まで存続することになっていた。したがって八カ月にわたって予科・教養学科が併存する形になり、多数の教官・事務職員が双方を兼担することになった。

一九四九年十一月には、「教養学科研究委員会」がつくられる。これは、「教養学科の運営を円滑にする為」に、「連絡委員会の諮問機関」として設置されたものである。理学部長が委員長となり、各教科目の代表者と、教務担当教官三名、学生担当教官一名が加わり、毎週月曜日に理学部長応接室で定例会議がもたれることになった。

連絡委員会制度は、年度末に再検討されることになっていた。三月には、まず「一般教養担当教官会議」が開かれ、次いで「一般教養関係教官会議」が開かれる。これらは、名称が一定していないだけで、実質は後日の教官会議に相当するものであろう。この関係教官会議で、学長は、一般教養科運営の機構について、連絡委員会の意向を報告

し、「機構に関して根本から再考したいが新学年を迎えその期日がないので、しばらく連絡委員会の現行制度を存続させたい」と述べている。また、「一般教養関係の教官からの委員を五名に増加すること、及び「その人々に運営してもらおう」ことが提案され、「一般教養科を運営する為の委員会」の委員長に市川純彦教授を選び、ほかに七名の委員を決定した。この八名のうちから、五名が連絡委員会に席を持つことになった。

「一般教養科」という文字は、三月九日の記録にも記されている。ともあれ教養課程の「連絡並に運営について審議する」委員会から、「運営する為の委員会」が独立し始めたという点で、三月二十四日の関係教官会議は、一つの転機となっている。

学生編成

旧制の予科が理・医・工・農の四類に分かれていたのに対して、教養学科は、「文科」・「理科」・「水産科」として学生を募集し、入学後は文類・理類・水産学部という区分が用いられた。学部別の縦割りを避けて、文・理の二類を置いたことは、新制「北大方式」の特色の一つである。「教養学課はその学の鳥瞰的全体性を理解させ、学生に将来の志望専門を決定せしめる役割をする」というねらいからである。また当初は、「学年の進行に伴い教養学課はその数を減じ専門学課が多くなる」方式、いわば四年制一貫教育に近い方向も考えられていたが、この点は貫徹されなかった。

各類の中で学級の区分はなされたが、これは主として外国語の授業のための便宜的な区分という程度にしか考えられなかった。

水産学部の教養課程は、函館で履修されることになった。

教官組織

「北大方式」は、教官組織にも現れていた。一九四八年（昭和二三）には、「教養科諸学課の教官を教授会の正会員とすること」及び「その詮衡基準には厳選方針」をとることが確認されている。「厳選方針」

とは、要するに専門課程の教官と同様に研究業績を重視するということである。

一九四八年の『職員住所録』には、予科の教官として、宇野親美ちかよし予科長以下、六三名が記載されている。一九五〇年の名簿には、このうち二八名が見あたらない。宇野教授のように、留任を要請されながら自発的に退官した例もあり、他校に招請されあるいは他学部へ移った例もある。いずれにせよ、教養課程の教官は、新任者はもとより旧予科教官もまた「厳選方針」で選考された。

教養課程担当者が研究者であることを要求される以上、教官が専攻分野に応じてしかるべき学部に分属し、「教授会の正会員」になるというのは、それなりに理由があった。教養学科にしろ一般教養科にしろ、教育組織ではあっても研究組織ではないからである。文系教官は、初め法文学部に所屬し、文学部・法経学部が分離してからは、法学・経済学の教官は後者に分属した。体育理論・体育実技の教官は、教育学部が発足してからはこれに所屬することになった。理系教官は、図学担当者も含めて、理学部所屬となった。

事務機構 一九四九（昭和二四）年度には、予科・教養学科が併存すること、予科の事務職員の一部が教養学科の事務を担当したことについては、すでに述べたとおりである。一九四八年の『職員住所録』には、二四

名の予科職員が記載されている。このうち何名が教養学科に充当されたかは、正確にはわからない。九名ともいわれている。

教養学科の事務を処理するために、本部事務局の中に、教務課が新設された。安保常治教授が教務課長を兼務したといわれているが、恐らく口頭辞令によるものではなかったか。構想によれば、教務課は、既存の庶務課教務掛の事務を継承するとともに、教養学科の事務を担当することになっていた。しかし事実上は、教養学科の事務だけで忙殺され、全学の教務の中核としての任務にまでは手が回らなかったようである。

教務課は、一九五〇年度末までの暫定的な機構と考えられ、第一掛・第二掛が置かれることになっていたが、一九五〇年度から一般教養科事務室が開設され、教養課程の事務がこれに移管されると、もはや課としての規模も存在理由も失われたものと思われる。

ともあれ、教養学科の事務を、たとえ初年度だけでも、本部事務局の中で処理しようというところにも、教養課程を全学責任体制で運営しようという「北大方式」の一端がうかがわれる。

予科と教養学科
新制教養課程は、旧制予科の後身として語られることが少なくない。それは、いずれも「学部」

へ進学する前の学生を教育するという点で共通しているからであろう。

しかしその学部にしても、旧制と新制とは完全に同じではない。旧制の学部は、六・五・三・三の最後の三年であるのに対して、新制の学部は、六・三・三・四の最後の四年の後半である。この差は、新制高等学校の教員免許状に現れた。旧制学士は、卒業と同時に一級免許状を与えられるのに対して、新制学士には二級免許状しか与えられない。新制学士は、修士になるかあるいは三年の教職経験を積んで、初めて旧制学士と対等になる。ただし、水産学部（前身は函館水産専門学校）を別として、学部はやはり「学部」と呼ばれ、校舎・設備備品も受け継がれた。講座制は存続し、教官に「嚴選方針」が適用されることもなかった。

これに対して、予科から教養課程への変化は、名称や制度の面のみにとどまらない。予科の校舎は、すでに法文学部に充てられており、教養課程には継承されていない。教官組織にしても、新しい基準で選考・再編されたものである。東京大学の教養学部が主として旧制第一高等学校を継承し、京都大学の教養課程が第三高校を継承したことと比べれば著しい断絶といえよう。なるほど予科最終期の生徒は、教養学科の一期生に移行した。しかしそれも、一期生のほぼ半数にすぎない。

また、予科の恵迪寮は、教養課程在籍者の学寮になった。寮生定員は、予科生徒定員の二五%であったが、教養課程では一五%に低下している。在寮期間が三年から二年に短縮されたこともあって、予科の伝統なるものは希薄にならざるをえなかった。水産学部が恵迪寮とかかわりをもつのは、一九五二年度入学生からである。恵迪寮が予科の伝統を教養課程へ伝えたとはいっても、これを過大評価してはならない。

学生の意識も変わらざるをえなかった。旧制北大の学生は、他の旧制帝国大学の学生に比べて、特権意識がもともと希薄であったといわれる。新制大学になって入学者が急増したこと、さらに教員免許状にうかがわれるように、旧制・新制の格差が生じたことで、特権意識はますます希薄化したとはいえないか。

二 一般教養科

一般教養科

一九五〇（昭和二五）年度は、新制教養課程にとって、いわゆる完成年度に当たった。前年度のほぼ八カ月の実験の結果、運営機構に関する当初の構想には、かなりの修正が必要であることが判明した。全学責任体制という大原則は維持するとしても、したがって学長を委員長とする連絡委員会制は維持するとしても、なんらかの直接の運営機関を置かなくては、学生との対応にもことを欠く。初年度には、理学部長が連絡委員会副委員長、農学部長が教養学科の教務を統轄し、また連絡委員会の下部機関としての教養学科研究委員会の委員長となって、学長を助けた。しかし今や、専任の責任者が必要なことは明白であった。

教養課程専任の教官だけで運営委員会がつくられ、市川純彦教授を委員長つまり主任として一般教養科が発足し

た。教養学科が一般教養科に変わるということは、単に名称が変わるといっただけではなかった。それは、専任の運営組織が新設されることを意味し、また同時に、独自の事務機構が発足するということでもあった。初代事務長には、中島文之助事務官が就任した。庶務掛・教務掛・会計掛が置かれ、教務・会計には掛長が配置された。

一九五〇年三月に予科が廃校になったことで、予科の教職員定員がほぼそのまま教養課程に振り向けられたものと思われる。詳細は不明であるが、数字の上からは、そのように推定される。一九四八年秋の予科の教官は、現員で六三名であった。一九五〇年度についても、「現在教官数」を六二名とする記録が残っている。正規の定員は、いずれの年度についても不明であるが、現員には一名の差しかない。事務職員についても詳細は不明であるが、一九四八年秋の名簿には予科職員二四名の記載があり、一九五〇年の一般教養科の職員は二〇名と推定される。四名の差は、一般教養科が固有の教官を持たないことからして、教官のための事務量が軽減されることに起因するものではないか。そのことは、庶務掛に掛長が配置されていないことも関連があろう。

一九五〇年度については、ほかに教育学部の体育専攻・音楽教育専攻（定員各一五名）の新生を迎えたことが注目される。また、特筆すべきものとしては「イールズ事件」がある。

分散校舎

前章で触れたとおり、予科の校舎は、法文学部に充当されることになり、法文学部の学年進行につれて、予科はしだいにそこから退去し、中心を旧医学専門部の校舎へ移した。予科の歴史は、この医専校舎の中で終わることになるが、教養学科が発足したときには、予科三年生が医専校舎に残っていた。したがって教養学科は、ほかに校舎を求めなくてはならなかった。教養学科の中心は、のちの第一講堂に置かれ、ここに事務室も開かれた（以下の旧校舎については付録四を参照）。

一般教養科の第一講堂と呼ばれる建物は、もともと農学部、農業経済学・農政学講堂として造られたものである。

ここには主任室・事務長室・事務室・会議室などの管理部門のほかに、一一番から一六番まで六つの教室が造られた。

この西隣りの農学部寄りに第二講堂が設定された。これは、もともと農学部水産学科の建物で、水産学科が水産学部に吸収されることになって、一般教養科の第二講堂となった。ここには、二一番から二七番まで七つの教室が造られることになったが、農学部本館が西側から増築延長されるに及んで、一部が取り壊された。

第一講堂の真向かいに、農学部の昆虫学・養蚕学の旧講堂があつて、これが一般教養科第三講堂となった。ここには三一番・三二番の二教室が造られた。

予科が廃校になってからは、旧医専校舎は一般教養科第四講堂となる。ここには、四三番から四六番までの四教室が造られる。

第五講堂は、もともと水産専門部の水産学実習室として造られたものである。ここには、五一番から五四番までの四教室が造られ、五一番・五二番の両教室はやがて中仕切りを撤去して一教室に改装される。

第六講堂は、武道場を改装したもので、医専校舎の南側にあつた。ここには六一番から六六番までの六教室が造られた。

ほかに、第一講堂の東に隣接する中央講堂も、合併授業のために不可欠の施設であつた。低温科学研究所の一部が借用されたこともある。図学の授業は、もっぱら工学部で行われた。

それでもなお、校舎は不十分であつた。予科では、末期を別として、学級別に教室が配当され、生徒は固定教室に教官を迎えた。合併授業は、特別の場合に限られていた。教養課程では、初年度を別として学級の固定教室はなく、多くの科目について、むしろ合併授業が常識になってしまった。

「新制大学のあり方」

一九五〇年（昭和二五）七月末に「新制大学（大）の在り方に関し審議する」ために、学長を委員長として、「新制大学特別委員会」が設置された。この委員会は、十二月に「新制大学のあり方」という文書をまとめている。この文書は、翌年三月に一部修正されており、その中で「一般教養部」のあり方は、次のように規定されている。

新制大学のあり方

昭和二十五年十二月二十六日新制大学特別委員会決定
昭和二十六年三月十三日新制大学特別委員会一部改正

一般教養部

教官は各学部（大）の教官の内から之に充てゐる

了解事項——1 研究所教官も含む

2 教官の所属は協議の上決める

学生は入学後二年間一般教養部に在籍する

運営は一般教養課程担当の教官を以て組織する教官会議で之を行ふ

教官会議の構成

一般教養課程担当の教官（助手を除く）全部及び一般教養部に在籍する学生に対し授業する各学部（大）の専門教養課程担当教官の代表各三名以下を以て構成する

了解事項——此の専門教養課程担当教官の無い学部にあつては其の学部（大）の専門教養課程担当教官の代表三名以下を構成人員とする

教官会議の協議事項

一般教養部のカリキュラムの編成

学生訓育に関する事項

教務に関する事項

各学部との連絡に関する事項

註、入学試験に関しては別に之を定める

一般教養部長は学内辞令を以て之に充てる

一般教養部長は全学の教授の内各学部より一名の候補者を推薦しその内から評議会が詮衡の上決定する

一般教養部長は各学部長と同格とする

昭和二十六年四月一日より実施する

附

了解事項「教官の所属は協議の上決める」については新制大学特別委員会に於て協議決定された事項は左の通り

記

- 1 体育〓教育学部
- 2 社会学〓文学部
- 3 法学・経済学〓法経学部
- 4 統計学〓法経学部・教育学部・理学部及び文学部の各学部長協議する事。

当時の関係者の証言からすれば、この文書は、「北大方式」の教養課程に関する最古の「成文憲法」であった。しかし、ここに見られるとおり、この歴史的憲法は、他の諸規程とは異なつて、条文の体裁をとるでもなく、むしろ覚え書きというにふさわしい。

三 一般教養部

一般教養部

教養学科・一般教養科の二年間は、異例な体験の連続であった。かつて理学部が創設されたときのよう、ある程度の体制や施設が整備されてから学生を迎えるということではなかった。学生を迎えた時点でも体制の模索が続いており、建物についても廃物利用で急場をしのぐというのが実状であった。

一九五一年（昭和二六）四月一日をもって、一般教養科は一般教養部と改称された。市川主任はそのまま初代部長となり、中島事務長も留任した。十二日に新年度初の教官会議が開かれている。これは、単に年度初の会議であるにとどまらず、前記の「新憲法」すなわち「新制大学のあり方」に基づく最初の会議でもある。急造の「教官会議構成員名簿」には、「新憲法」による「一般教養課程担当の教官（助手を除く）」が五九名記載されている。「専門教養課程担当教官の代表」は、一七名（文三、教三、理三、医一、工三、農三、水二）記載されている。水産学部は、一名の代表を出席させることになっているが、「教官会議の成立は在札教官全体数の二分の一」と決定された。

またこの日の会議では、理学部の教室委員会（いわば学科主任連絡会）に類似の制度として、「学科委員会」の設置が決定され、哲学・心理学・史学・国漢講読・法学経済学・物理学・化学・生物学・地学・数学・自然科学概論・国学・人類学・英語・独語・体育の各学科から一名の委員が決定された。

ほかに、学生部委員・学生委員も決定されている。本学に学生部委員会が設置されたのは、この直前の四月六日であった。

北海道大学通則

同じ一九五一年には、五月十六日付けで、「北海道大学通則」が制定され、一九四九年四月一日にさかのぼって施行されることになった。そして第四条に「一般教養課程の教育を行うために一般教養部を置く」ことが規定された。

この通則で特に注目される点は、「一般教養課程」という言葉と並んで「専門教養課程」という言葉が用いられていることである。通則といえ、本学の憲法であり、文部省に報告され受理されたものである。一九四七年の「大学基準」では、「一般教養科目」に対して、「専門科目」という言葉が用いられていた。そして「一般教養科目」という言葉自体、一九五〇年に「大学基準」が改訂されたときに、「一般教育科目」と改められている。とすれば、翌年の通則では、「一般教育課程」・「専門課程」という表現を用いることも可能であったと推定される。「一般教養部」といわず、「一般教育部」と呼ぶことも可能であったとはいえないか。新制大学発足の当初、北大では、新制大学というものについて、四年間を通じて「教養」を授けるところと見なす風潮があったといわれる。旧制大学の専門教育に相当するものは、新制では大学院修士課程で行われるという考え方である。新制大学の専門課程を「専門教養課程」と呼んだ例が他大学にあるか否かは不明であるが、北大では明らかにこの言葉が通則にうたわれ、各学部の規程にも明記された。通則の文面から「一般教養課程」・「専門教養課程」という表現が消えるのは、一九五五年（昭和三十）六月のことである。「一般教養部」が「教養部」と改称されるのは、さらに二年後のことである。

一般教養部規程

その後、一九五二年（昭和二十七）六月十三日に、「北海道大学一般教養部規程」が制定され、一九四九年六月一日にさかのぼって施行されることになった。これは、各学部の規程と同様に、学区分・教科課程・成績評価などの教務事項の典拠を定めたものである。

一九五二年六月といえ、一期生・二期生はすでに学部へ移行している。いいかえると、これら二期の学生は、正

式には無規程の状態で教養課程を修了したことになる。一九四九年にさかのぼって施行するということは、これら二期の学生については、教養課程の修了を追認するということであった。

なお、新規程に別表として付された教科課程は、一九五二年四月一日から施行されたもので、前年度までのものは異なっている。しかし旧課程の履修も、それなりに適法なものと追認された。

教育課程

一九五二年度から、この新規程の別表として示された新教育課程は、過去三カ年間の教育課程と、幾つかの点で異なっている。以下、主要な相違点を列挙しよう。

第一に、系列の区別が、人文科学・社会科学・自然科学・数学及び国語・外国語・体育と細分された。従来は、外国語が人文科学に、数学・国語が自然科学に含まれていた。

第二に、外国語・体育を除いて、全科目が四単位に統一された。従来は、論理学・人文地理・国漢講読・古典語のほか、理類の自然科学概論・国語・人類学・気象学がいずれも二単位であったり、理類の数学が一二単位、やはり理類の生物学が六単位であるなど、不統一であった。

第三に、人文地理が人文科学から社会科学へ、人類学が自然科学からやはり社会科学へ移されている。

第四としては、自然科学や数学について、文類・理類で履修方式の差異が明確になった。

第五としては、外国語が類別にかかわらず二科目二〇単位に増えた。従来は、文類一八単位に対して理類一四単位であった。

ほかに、気象学がついに開講されずに廃止される一方、芸術論（音楽理論）が登場する。

新教育課程は、その後ほとんど毎年、部分的に修正されながらも、大綱としては一九七三年（昭和四八）まで持続される。

なお、時間割については、一九五一年に大きな変化があった。一九四九、五〇年度には、予科方式を踏襲して六〇分八講時制をとっていた。この方式では、公式には休み時間も昼食時もなく、教官の裁量で適宜短縮授業が行われていた。一九五一年度になって、臨時措置として四〇分一〇講時制が採用され、一〇分の休み時間と五〇分の昼食時とが公式に設定される。そして一九五二年度からこの臨時措置を修正固定して、九〇分五講時制へ移行する。

水産学部

ここで、初期の水産学部教養課程の状況に触れておこう。水産学部進学希望者は、すでに述べたとおり、初年度には「水産科」として募集された。また、文類・理類とは異なって、増殖学科・製造学科で一・二〇名、漁撈学科（のちに漁業学科）四〇名、遠洋漁業学科四〇名と、初めから縦割りになっていた。しかも三期生までは教養課程を函館で履修することになっていた。

函館の状況は、札幌にもまして劣悪であった。教養課程専任の教官は四名しか配属されず、他はすべて札幌からの出張講義に依存しなくてはならなかった。水産学部長から一般教養部長へあてた一通の公文書によれば、一九五二年五月現在で、一九四九年度生は、四年目に入っているにもかかわらず、人文科学四単位（不足分八単位）、社会科学八単位（同四単位）しか受講していない。それしか受講の機会が与えられていないということである。

一九五二年度からは、水産学部の教養課程も札幌で履修されることになった。製造学科・増殖学科の一・二〇名は、理類と一本化され、漁業学科・遠洋漁業学科八〇名が別個に募集された。水産学部関係を一本化して「水産類」が設定されるのは、一九五五年度以降のことである。

体育・音楽専攻

一九五〇（昭和二五）年度から教育学部体育専攻・音楽教育専攻の学生募集が始まることについては、すでに述べた。定員は、それぞれ一五名である。一九五〇年度には、この分だけ五月に入學試験が行われ、翌年度からは、正常に三月の入試に変わった。しかし両専攻の学生募集は、一九五二年度限りで停

止される。

一九五〇年度生は、両専攻とも「文類五組」を構成し、一九五一年度生については、音楽専攻が文類三組に、体育専攻が理類六組に編入される。一九五二年度生は、改めて一本化されて、一八組を構成した。一九五二年度生は、一九五三年秋に教育学部へ移行し、翌年三月で一般教養部の学籍から離れる。教養課程における両専攻の歴史は、四年間で終わったことになる。

『一般教育の実施要領』

一九五二年（昭和二七）六月に、一般教養部規程が制定されるのと相前後して、『本学一般教育の実施要領——一般教養部の機構と運営』（以下『実施要領』と略称）という冊子が

学長の序言を付して公表された。これは、「本学における一般教育の諸方式と諸事情とを解説的に編集」したものである。第一章は、「一般教養部の構成と運営」となっており、前記の「新制大学のあり方」の逐条解説といっている。第二章「学部と一般教育との関係」並びに第三章「学生と一般教育及び、学部移行」は、一九五三年度の『学生便覧』にそのまま収録された。

この『実施要領』は、いかに「解説」とはいっても、大学の公式文書の形になっており、しかも三章中二章が学生部の名で『学生便覧』の一部となって学生に配布されたことからして、学内でかなりの規範力を持ったものと思われる。また「北海道大学通則」や「一般教養部規程」の一部も解説され、諸会議の決定事項も加味されていることからすれば、教養課程に関する発足以来の諸制度・諸慣習がこの中に集大成されているともいえよう。

学長の序言によれば、「北大方式」は、あえて「多くの苦節」を甘受しながら、「安易な折衷」による「凡庸」を避けようとしたもので、「積極的精神」の所産である。その成否が全学の「共同課題」であることは自明である。とすれば、「全学の共有部門」としての一般教養部の執行体制が問題になる。当時はまだ「副学長」の法制がなかった。

一般教養部長の地位は、「新制大学のあり方」では、「各学部長と同格」であった。同格とは、まずもって評議会に議席を持つことであった。しかし、各学部長と「同格」とすることで、果たして十分であったか。また、事実上「同格」でありえたか。「北大方式」に対する評価は、ここからも可能であろう。

学部移行

『実施要領』の第三章では、「学部移行」に言及されている。「北大方式」は、当初の水産学部や教育学部体育専攻・音楽教育専攻を別として、また後日の医学部・歯学部を別として、学部学科別に入学させる方式、いわゆる縦割り方式を避けた。その結果、横割りの部分、すなわち文類・理類・水産類については、「学部移行」という特別な問題に直面することになった。

教養学科が発足した当初は、二年目の初めに学部へ分属させることも検討されていたが、結局のところ第一期生も二年目後期から学部へ移行した。学部移行のことが「通則」に規定されるのは、それから半年を過ぎた後のことである。「通則」では、「進学志望者が当該学部の収容定数を超える場合は学部において選抜」するものとされ、その方法等は、「各学部においてこれを定める」ことになった。また医学部については、「本学又は他の大学（四年制）に二年以上在学し所定の科目を履修して所定の単位数を取得」すれば、だれでも選抜試験を受けることができた。医学部のみならず、志望者の多い学科では、「通則」の制定以前から選抜試験を行った例がある。

これに対して、『実施要領』では、「超過人数が少い場合には……学生を召喚し、志望者超過の実情を説明し、志望学科変更の斡旋を行って、試験実施の回避をも試んでいる」という。学生の側でも全学級から「移行委員」を選出し、志望者数の調整を図った事実がある。いずれにせよ当時の文書には、「斡旋」「助言」「調整」などの文字が見受けられる。学部側の「通則」上の「選抜」権を侵害してまで事前調整をする意図は何か。それは、「不合格者の志望転換が更に問題を新たに加え……多数の学生の学部移行を短時日の間に処理することが難しくなる」ということであっ

た。

しかし、多数の学生に「助言」して「調整」するには、なんらかの根拠がなくてはならない。一九五三年度の『学生便覧』は、「^(4.1)学課目選択制や単位制度の下では、成績に序列を付することにも困難な場合が多い」と述べている。このあたりに、当時の関係者の当惑がうかがわれる。

一九五四年ごろからは、教官による移行委員会が発足し、一般教養部としての自主選考が始まっている。これが学部側から正式に委託された上での自主選考か否かは、さしあたり不明である。ともあれ「一般教養部在学学生の移行に関する選考方法」という文書がまとめられ、一九五四年度からこれによる選考が始まった。「成績に序列を付することにも困難な場合が多い」とばかりもいっておられなくなった。ここで採用された方式は、一般に「総点制」と呼ばれ、現行の「平均点制」とは異なる。

通則改正

一九五五年（昭和三〇）には、すでに触れたとおり、「北海道大学通則」の一部が改正され、「一般教養課程」・「専門教養課程」という表現が通則の文面から消える。それまでの通則第五条（当初は第四条で、一九五四年一月に改正された）では「本学の修業年限は、一般教養課程二年及び専門教養課程二年（医学部は四年）に分ける」とされ、その第二項では「一般教養課程の教育を行うため一般教養部を置く」とされていた。六月二十二日の評議会では、この第五条が次のように改正される。

- 2、本学の修業年限は、医学部医学科を除き四年とし、一般教育課程二年、専門課程二年とする。
- 2、医学部医学科の修業年限は六年とし、医学進学課程二年、医学専門課程四年とする。
- 3、一般教育課程及び医学進学課程の教育を行うため一般教養部を置く。

改正の理由は、「医学進学課程、医学専門課程を通則中に入れるため」であり、「一般教養課程、専門教養課程の字

句改正のため」であるという。第二の理由には、いささか疑問が残る。字句を改正する理由が「字句改正のため」というのでは、理由の体をなしていない。「一般教養課程」・「専門教養課程」という言葉に、なんらかの不都合があったから、これらを「一般教育課程」・「専門課程」と改めたのではないか。では、その不都合とは何か。

一九五一年（昭和二六）の通則が「専門教養課程」に「一般教養課程」を対置して、「一般教養課程の教育を行うため一般教養部を置く」としたのは、用語としては首尾一貫していた。しかしこれは、一九五〇年改訂の「大学基準」が「一般教育科目」と「専門科目」（何故「専門教育科目」といかなかったのか）とを対置しているのに対して、あえて異を唱えた形になっていた。一九五五年の通則は、「医学進学課程、医学専門課程を通則中に入れる」機会に、用語を「大学基準」に合わせたということではないか。とすれば、「一般教養部」という名称自体が再吟味されるべきではなかったか。「一般教育課程……の教育を行うため」であるとするならば、「一般教育部を置く」とする方が、用語としては一貫することになる。「一般教育部」といえば、既存の教育学部と混同されやすいということであろうか。

なおここで、「一般教育」をめぐる一九五五年ごろの学外の状態のうちで、次の二点に注目しておこう。第一点は、日本経営者団体連盟（日経連）が、一九五四年十二月に「再び教育制度の改善について」という提案を行っている事実である。この中で日経連は「一般教養の必要性はこれを認めるが、これは各種の教育課程を通じて行われるべきであり、大学四年間の学習期間において教育の効率化を図るためには一般教育（例えば語学、数学等）と専門教育中基礎学科との調整を行い、それによって専門教育を一段と充実すること」を要望している。「基礎学科」というような用語は、それまで「大学基準」をはじめ、公的な文書では用いられた例がないという。

第二点は、一九五六年十月に「大学設置基準」が省令化されたとき、その省令の中で「基礎教育科目」という新しい学科目が導入されたことである。日経連が「専門教育を一段と充実すること」をねらって「基礎学科」を提案した

のに対して、文部省は「基礎教育科目」導入のねらいを、「一般教育と専門教育との調整を図ること」と説明している。

一九五五年に、本学の通則で「専門教養課程」が「専門課程」と改められるについて、日経連や文部省の示唆があったという確証はない。しかし少なくとも学外には、「専門課程」を「教養」の次元にとどめることに批判的な空気があったことだけは事実である。

教養部

一九五七年（昭和三二）六月の教養部学科委員会の議事録によると、京都大学での教養部長会議について「一般教養部の一般（の二字）をとり教養部と統一するが適当であるとの結論であった」と報告され、「本学に於ても学長が賛成されたので規則等を改正することにした」と付記されている。そして、七月の評議会では、「一般教養部」が「教養部」と改称されている。理由は、「旧七大学で一般教養部と呼称しているのは本学だけであるので」他大学の例にならったとされている。記録の上では、この問題をめぐって、どのような論議があったか不明である。

いずれにせよ確かなことは、「専門教養」と対置されていた「一般教養」がすでに死語になったからというのではない。「専門課程」との対比で「教養課程」というものの性格が明確になったからでもない。むしろ「一般教育課程及び医学進学課程」を便宜的に「教養課程」とみなして、その教育の場を「他大学と同様に」「教養部」と呼んだというのではないか。

ともあれ、新制大学の発足以来、九年目で「教養部」という名称が定着した。「教養学科」・「一般教養科」・「一般教養部」に続いて、四つ目の名称である。そして同年十月をもって、市川純彦教授は初代教養部長の職を退いた。同教授は、教養学科連絡委員を経て一般教養科主任・一般教養部長を歴任し、教養部長としては、ほぼ三カ月その職に

あった。新制大学は、翌年三月に新制最初の課程博士を送り出す。

一九五六年の『経済白書』は、「もはや戦後ではない」という流行語を生み出した。北大の「戦後」も終わりつつあったということか。

四 学生急増期の教養部

学生定員の変動

一九五七（昭和三二）年度は、別な意味でも一つの転機であった。次ページの表でわかるとおり、この年度から、北大は「学生急増期」に入る。

一九四九年度から一九五六年度までの八年間には、学生定員は、わずかに一二名しか増えていない。年平均にして一四名の増である。別枠の札幌医科大学の定員を加算したところで、年平均二一・五名の増である。

一九五七年度から一九六八年度までの一二年間には、定員増のない年度はない。毎年平均八一名の高率で増加が記録されている。一九五八年には、札幌大の進学課程が独立して、その分の定員が減少した。これを控除したところで、平均七六名の高率である。一九六六年度からは、いわゆる「ベビーリブーム」対策として「臨時増募」すら行われている。この一二年間は、まさに「急増期」といわなくてはならない。

一九六九年度には、「臨時増募」の停止で七二名の減となった。これ以降一九七六年度までの八年間では、七二名の減を加味すれば年平均二名弱の微増となり、これを加味しないとしても平均二一名弱の増でしかない。

一九六九年度はまた、「大学紛争」が始まるという点からして、やはり一つの転機である。それゆえ本章では、一

学生定員数の変動

年 度	定 員	前 年 比 増	増 内 訳	別 枠
1949	1,020	—		
1950	1,020	0		体育・音楽各15増
1951	1,020	0		
1952	1,035	15	理15	
1953	1,077	42	文30, 理12	体育・音楽各15減
1954	1,132	55	理40, 水15	
1955	1,132	0		札医大分60増
1956	1,132	0		
1957	1,182	50	理50	
1958	1,243	61	理71, 水10減	札医大分60減
1959	1,283	40	理40	
1960	1,363	80	理80	
1961	1,388	25	理25	
1962	1,448	60	理60	
1963	1,553	105	理105	
1964	1,603	50	理40, 水10	
1965	1,758	155	文80, 理55, 医20	
1966	1,905	147	文90, 理57	
1967	2,065	160	文60, 理60, 医40	
1968	2,105	40	文20, 理20	
1969	2,033	72減	文30減, 理42減	
1970	2,033	0		
1971	2,033	0		
1972	2,045	12	理12	
1973	2,065	20	医20	
1974	2,120	55	文40, 理15	
1975	2,120	0		
1976	2,120	0		

九五七年度から一九六八年度までを「学生急増期」と呼んで、この時期の教養部の主要な動向をながめておこう。

部 長 職

一九五七
(昭和三十)

二年度当初には、すでに述べたとおり、市川教授が一般教養部長の職にあり、七月に教養部と改称されてからほぼ三カ月にわたって同教授が部長職にあった。特定の教官が七年以上にわたって教養課程の責任者を勤める

というような事例は、教養部時代に入ると皆無になる。以下、急増期が終わるまでに、あるいは大学紛争が始まるまでに、八名の責任者が登場する（付録一参照）。

学生急増期の一二年間だけで、責任者が市川部長を含めて九名にのぼるというのは、他に例がない。文学部の七名がこれに次いでおり、水産学部の四名が最も少ない。任期満了者は、中川・古市・武谷・伊藤の四部長である。松岡修太郎部長は、定年退官を半年後に控えて急遽就任を求められたもので、ある意味では予定の任期を満了したともいえる。また松岡部長以降、六代の部長は、いずれも専門教育の講座所属教官である。一般教育の学科目担当者が制度の上で部長職から排除されたという事実はない。改選のたびごとに、評議会が専門教育担当者の中から適任者を選び、それが慣行化したように見えるだけのことである。いずれにせよこのことは、責任者がひんばんに交替することと並んで、教養部の新しい特色の一つとなる。

医進・歯進

一九五七年度から一九六八年度までの間で、学生編成に関する変化といえば、医学進学課程の独立と歯学進学課程の新設とがあげられる。

すでに述べたとおり、当初、北大の医学部では、四年制大学に二年以上在学し「所定の単位を取得」していれば、だれでも選抜試験を受けられることになっていた。札幌医科大学についても同様である。この方式は、一九五四年度まで続いた。

一九五五年度からは、北大医学部の八〇名と札幌医大の六〇名とを一本化して、北大の理類の中に、事実上の医学進学課程が設置された。これが公式に医進課程として独立するのは、一九五七年度からである。そしてやはり前述のとおり、翌年度から札幌医大に進学課程ができて、北大の医進は、北大のためだけの進学課程になり、一九六五年度からは、定員を一〇〇名に増やす。

歯学進学課程は、一九六七年度に定員四〇名で発足した。この年度には、歯進の入学試験だけ、六月十日以降に行われた。

学級担任制

坂元義男部長の時代で注目されることの一つに、学級担任制の導入がある。新制大学の発足当初には、旧制的なものあるいは予科的なものを、新しい教養課程から排除しようという意向が強かったという。そのためか否か、新制の教養課程では、学級の区分はあっても、担任教官不在の状態が続いた。学生が学級単位の懇親会などを企画する場合、制度上の担任教官を持たないので、学級としての接触時間が多いということで、外国語担当の教官を招待する例が少なくなかった。

記録によれば、一九五二年（昭和二七）七月に、医学部代表の教官が担任制設置を提唱している。しかしこの提唱は、記録にとどめられただけに終わっている。

一九五八年四月の学科委員会では、新入生の「宣誓書署名並にガイダンス室割」が決定され、担当教官が指名された。そして、「本年度ガイダンスに当たった教官がその組の学生の相談並に学割発行の認印をすることに決定した」ということである。これは、例年のガイダンス「担当」教官が学級の「担任」教官に変わる第一歩ではなかったか。

一九五九年四月の記録では、「クラス担任について、別紙の通り決定した」とあって、一八学級に対して一六名の教官が指名されている。医学進学課程・水産類については、いわば課程担任・類担任であって、「クラス担任」にはなりきっていない。

中川秀恭^{ひでやす}部長の時代に入って、一九六〇年四月には、「本クラス担任は原則として二年目に持ち上りすること」になる。二〇学級に対して担任は一八名で、しかもそのうち一四名は学科委員であった。

学科委員が学級を分担し、手不足の分を委員以外の教官に委嘱するという方式は、一九六五年度まで続いた。学級

担任と学科委員とが制度的に分離されて、現行担任制へ移行するのは、次年度からである。

学級担任制の導入と学生急増との間に直接の因果関係があるか否か、記録の上からは不明である。しかし、学級担任と学科委員とが制度的に分離されるのは、学生数が、したがって学級数が増加して、学科委員だけでは決定的に手不足になったからであろう。

なお一九五八年には、地方公務員法による教職員の勤務評定をめぐっていわゆる「勤評闘争」が全国的に展開され、また警察官職務執行法の改正に反対する運動も大衆運動の様相を深めた。一九五九年には、これらが日米安全保障条約の改定を翌年に控えて、いわゆる「六〇年安保闘争」へとつながってゆく。学生数の急増と併行して、学生運動の多極化が進行し、補導の問題が大きくなりつつあった。

教職員

こうした状況のもとで、教官・事務系職員もしだいに増員される。以下、念のため教養課程発足以来の教職員数の変動について、わかる限り表示してみよう。資料は、一九七五年（昭和五〇）六月に教養部運営委員会がまとめた「北海道大学教養部学生定員増と教官定員・職員定員の推移の状況表」であるが、幾つかの数字は補正してある。なお、表中の「教官」の数字は、助手の定員を含み、学内からの流用定員をも含んでいる。たとえば一九六二年には、教養課程固有の定員としては教授三三、助教授六七、助手三の一〇三名で、助教授五、助手四の流用があつて総計一一二名となっている。また、表中の「学生数」は、入学定員つまり一学年当たりの計算である。

この表で異様に見えることは、まず、一九六一年度までの教官定員が記載されていないことである。これは、運営委員会（教養部長の補佐機関）ですら、正確な数字を突き止められなかったからである。確かに一九六一年度までの教官定員については、資料が著しく不足している。断片的な資料によれば、現員にして、一九五一年に六七名、一九五

教職員数の変動

年度	教官(助手)(流用)	1名当たり学生数	事務職員	1名当たり学生数
1949			21	48.6
1950			21	48.6
1951			21	48.6
1952			21	49.3
1953			21	51.3
1954			22	51.5
1955			22	51.5
1956			22	51.5
1957			22	53.7
1958			23	54.0
1959			23	55.8
1960			25	54.5
1961			25	55.5
1962	112 (7) (9)	12.9	33	43.9
1963	121 (7) (9)	12.8	41	37.9
1964	129 (12) (14)	12.5	43	37.3
1965	137 (12) (14)	12.8	45	39.1
1966	145 (12) (14)	13.1	51	37.4
1967	164 (15) (25)	12.5	58	35.6
1968	167 (15) (25)	12.6	59	35.7
1969	170 (15) (28)	11.9	58	35.1
1970	170 (15) (28)	11.9	57	35.7
1971	170 (15) (28)	11.9	55	37.0
1972	171 (15) (28)	11.9	54	37.9
1973	173 (15) (28)	11.9	52	39.7
1974	178 (15) (28)	11.9	51	41.6
1975	178 (15) (28)	11.9	51	41.6
1976	178 (15) (28)	11.9	50	42.4

三年に七四名、一九五四年に八一名程度と推定される。一九五五年については、定員九一名(教授二四、助教授五一、講師一一、助手五)、現員九八名(教授一六、助教授四六、講師二二、助手一四)という表が残っている。すでに七名の流用があったということである。さらに、一九五九年にも、定員を九二名(教授二五、助教授五二、講師一一、助手四)とする表が作られている。

いわゆる「学生急増

期」は、一九五七年度から始まっていた。しかしこれらの資料によれば、一九五五年度から一九五九年度までに、教官定員は、わずか一名しか増えていない。一九五九年度から一九六二年度までには、固有の定員がなるほど一名の増となっている。流用定員も、一九五五年度に比べて二名増の九名となった。いずれにせよ、「教官急増期」は、「学生急増期」から数年遅れて始まったということである。しかも教官一名当たりの学生数が一一・九名で安定するのは、一九六九年度以降であって、「学生急増期」が終わる一九六八年度までは、この比率も不安定であった。

事務系職員については、初年度から記載されているが、初年度には予科・教養学科が併存しており、教養学科だけで正規に二名の定員を持っていたとは考えにくい。一九五〇、五一年度についても、正確には二〇名ではなかったか。少なくとも現員は二〇名であった。一名の欠員を放置していたとは考えにくい。

「職員急増期」は、やはり「学生急増期」から数年遅れて、一九六二年度から始まっている。そして「学生急増期」が終わると、定員削減の影響が現れる。事務職員については、新たな受難時代が始まるということである。

新館建設

教養課程発足当初の校舎の分散状況については、すでに一章で述べられている。その後の大きな変化としては、一九五九（昭和三四）年度から林学講堂（古河講堂）が教養部本館になったこと、畜産学講堂が教養部第三講堂になったことがあげられよう。いずれにせよ、「学生急増期」に入っても、校舎の分散状況は続いていた。一九六一年の記録によれば、授業は一一の建物に分散して行われ、教官は一五の建物に分散して研究室をもっていた。

『北海道大学一覽』（一九七六年）によれば、一九五九年三月二十五日に、「文部省から教養部講義室、研究室、新築建物一五七四平方メートルの引継を受けた」ことになっており、翌年五月にも「新築建物一、三四九平方メートル」が引き継がれたことになっている。しかしこれらは、名目上は教養部のものでも、事実上は附属図書館の一部になった。名実

ともに教養部の新館は、一九六一年三月二十五日に、N棟の一部八二二平方メートルを引き継いだところから始まる。

同じ『大学一覽』によれば、一九四九年から一九六一年まで、農学部では、一〇〇〇平方メートルを超える増築だけでも一〇件を超えている。工学部でも、小刻みに新改築が進んでいた。医学部附属病院も面目を一新しつつあった。理由はなんであれ、教養課程の廃物利用の歴史は長きに失したといわなくてはならない。

一九六二年（昭和三七）には、N棟が増築された。一九六三年にはE棟・旧食堂・雨天体操場、翌年にはE棟・S棟・大講義棟・雨天体操場、一九六五年には旧食堂、一九六七年には体育教官棟・小体育館、一九六八年にはN棟・S棟・中講義棟がそれぞれ新増築された。雨天体操場は、学生部の所管であるが、これを含めると「学生急増期」が終わるまでに約二万五〇〇〇平方メートルの建物が完成した。しかしこれだけではなお不十分であった。数名の教官は、古河講堂に留まらざるをえなかった。廃物利用は、北大百年目の一九七六年三月まで続く（付録五の建物沿革図を参照）。

教養部図書室

教養部が北へ移転したことで、附属図書館を利用することが困難になった。そのため、一九六三年（昭和三八）十一月に、教養部新館の中に附属図書館の分室として教養部図書室が開かれた。E一

一教室が閲覧室に、E一二室が事務室に、E一〇一教室が自習室に充てられた。その後、事務室をE一〇二室へ移したり、E棟一階両端のピロティに四つの閲覧室を仮設したり、教養部図書委員会は、学生数・蔵書数の増加に対応してゆくことになるが、それもやがて限界に達する。

委員会は、一九六七、六八年に『教養部図書室の現状と改善計画』という冊子をまとめているが、一九六八年の冊子は「教養図書館（附属図書館分館）の新設計画を立案するに当って……事態を正確に把握する」ために書かれたもの

である。附属図書館教養分館は、「学生急増期」が終わってから落成した。

制度委員会

「学生急増期」は、一面からすると教養部の制度が再検討される時期でもあった。北大ではすでに一九五四年に、評議会の下部機関として「教育制度委員会」が設置されている。この委員会は、その後しばらく活動を停止していたが、一九五九年に再開され、教養部からは部長ほか三名の委員が選出された。再開された委員会の課題は、教養部の施設（敷地選定を含む）について、教養部の組織・運営について、また入学試験の類別について審議することであった。

一九六〇年二月に、松岡部長は、この委員会の原案として、いわゆる「六本だて案」を教養部教官会議に付議している。これは、文類を「文一」（文学部・教育学部）、「文二」（法学部・経済学部）に分け、理類をやはり「理一」（理学部・工学部・薬学部）、「理二」（農学部・獣医学部）に二分し、水産類・医進を従来どおり別置しようというものであった。これをめぐる論議は、中川部長時代にまで持ち越され、九月に最終的に廃案となった。

教養部選出の教育制度委員は、一九六二年度に入って、古市二郎部長のもとでの最初の教官会議で、「教養制度委員会」の設置を提案する。提案理由としては、「部長をふくむ四名の教育制度委員だけでは、複雑な諸問題を究明し、教養教官の総意・英知を結集するには、あきらかに力不足であるから」と記されている。しかし、委員会の構成は、結局のところ「少数精鋭主義で行くべきである」として、教養課程から五名、専門課程から一名ということになった。

教養制度委員会が発足したということは、教養課程の歴史の中で画期的な意味を持っているといえる。これまでの時代を慣習法の時代と呼ぶならば、新委員会は、制定法の時代の幕を開いたといえよう。学生の急増と併行して、学生運動も分極化し複雑化した。教職員もわずかながら増員され、しかも交替が進行した。教養部長が坂元部長以降、ひんぱんに交替することについては、すでに述べたとおりである。事務機構では、一九五七年に庶務掛長が配置さ

れ、一九六一年には学生掛が独立し掛長が配置される。翌年には、一般教養科以来の中島事務長が転出し、新任の天野淳雄事務長のもとに、初めて事務長補佐が置かれ、三浦喜代一学生掛長がこれを兼任することになった。

教養課程のあり方自体についても、全国的にも学内的にも再検討の動きがあつて、これを分校化あるいは官制化しようという空気が一九六一年ごろから目だち始めた。いずれにせよ、経験や慣習に大きく依存する運営には、限界が見えてきたことであらう。

教養制度委員会が学生委員会をはじめ各種委員会の「制定法」を立案することについては、あとで述べる。また一九六三年十月に「教養の制度に関する中間報告」をまとめることについては、終章で触れる。

各種委員

教養制度委員会が発足した時点で、教養部では部内の委員だけでも学科委員・学生委員・建築委員など選ばれていた。しかしこれらに関して、成文の規程らしいものは、ほとんど見あたらない。各種委員あるいは委員会に関する成文の規程といえ、ほかならぬ「教養制度委員会設置案」として、教官会議に付議され了承された文書が最初のものではないか。

一九六三年二月に、古市部長は「教務委員会設置案」を教官会議に付議し了承をえた。そしてこの文書は、「教務委員会規程」と呼ばれることになった。しかしこの規程は、一九六六年六月に廃止され、新たに教養制度委員会の原案をもとに「北海道大学教養部教務委員会内規」が制定される。当然のことながら、「教務」と呼ばれる仕事は、教養課程発足の当初からあつた。教務委員会に相当する任務は、一九六三年まで、学生委員が担当し、あるいは学科委員が分担してきたことである。

各種委員会を「法制化」する作業は、岡本剛部長の時代にも続けられる。一九六四年八月には、「北海道大学教養部学部移行委員会内規」が制定される。原案は、教務委員会が起草したものである。「内規」としては、教務委員会

内規よりも古い。移行委員会内規は、翌年改めて制度委員会に付議され一部修正される。

一九六五年七月には、武谷^{げん}憲部長のもとで、制度委員会の原案によって「北海道大学教養部学生委員会内規」が制定された。内規の制定・修正のために、原案起草を制度委員会へゆだねる慣行は、ここで確立したといえよう。学生委員そのものは、一九五一年に全学の機関として学生部が設置されて以来、教養部選出の学生部委員が教養部の学生委員を兼任したり、あるいは学生部委員のほかに学生委員が選ばれるなど、かなり古い歴史を持っている。「慣習法」時代の教養部は、部長・事務長・学生部委員が運営の全権を掌握していたといわれることすらある。「制定法」時代への移行は、複数の委員会による分業体制への移行でもあった。なお、学生委員会内規が制定される直前の五月二十七日には、大学祭をめぐって、教養部に警官隊が導入されるという事件があった。岡本部長の病氣療養中のことである。

一九六五年の十二月には、「北海道大学教養部図書委員会内規」が制定された。これも制度委員会の原案による。従来も、図書委員や図書館拡充委員など、図書に関する委員が選ばれてはいた。この内規は、教養部図書室が一九六九年に附属図書館教養分館に吸収されるまで効力をもった。

制度委員会による内規づくりの作業は、一九六六年六月でほぼ完了する。最後の内規は、「北海道大学教養部施設委員会内規」であった。この委員会は、前記の建築委員会の任務を継承するものであった。

「教官会議規程（案）」

施設委員会内規と同時に、制度委員会は、「北海道大学教養部教官会議規程（案）」をまとめた。この原案は、多くの点で従来 of 慣行を追認した形になっており、そのためもあってか、教養部教官会議では大多数の賛成をもって決定された。

「北大方式」では、教養部は全学の責任で運営されることになっていた。とすれば、教養部教官会議は、単なる一

部局の「内規」ではなくて、全学的「規程」を根拠としなくてはならない。武谷部長の、あるいは制度委員会の意向は、ほぼこのように理解しうる。したがって「規程（案）」は、最終的には評議会で制定されなくてはならなかった。「規程」か「内規」という点では、意見が分かれた。そして、「規程」としては廃案になった。しかしこれ自体は、事実上の「内規」として、今日もなお教官会議の典拠となっている。

教養部審議会

なおこの教官会議規程（案）は、評議会に上程されるに先だって、「北海道大学教養部審議会」という機関で検討され、これを通過している。

教養部審議会は、一九六五年（昭和四〇）九月の評議会で、学長提案に基づいて設置された。同年春の警官隊導入事件以来、教養部をめぐる問題は、学長としても放置しえない状況にあった。しかし評議会は、全学の問題を議するところであって、教養部の問題にばかり多くの時間を割くことはできない。学長提案は、教養部側の期待にもかなうものであった。審議会規程は、十月の評議会で議決された。

審議会は、学長を議長として、各学部長、教養部長、教養課程担当の教授（のちに教官に改められる）のうちから教養部長が推薦する者三名、附置研究所長のうちから一名、及び学生部長で構成される。審議事項としては、教養部の組織運営についての基本的事項、教養部の教育課程の編成についての基本的事項、その他教養部についての全学的な協議を必要とする事項があげられている。

第一回の審議会は一九六五年十二月に開かれた。なお、審議会の開催日は、原則として部局長連絡会議の当日とされ、連絡会議終了後、関係部局長が居残って審議会に出席することになった。

開催の回数は、一九六六年度の九回が最も多く、翌年度の五回がこれに次いでいる。一九六八年度以降は、一回あるいは二回となっている。最盛期の一九六六、六七年度には、規程に従って委員以外の教官が出席して意見を述べる

ことも多かった。

本稿の終章で述べる「仮設カリキュラム」も「機関研究」も審議会の議題となった。審議会制度は、活用のしかたいかんでは、教養部の全学責任体制を徹底させるために有効な機能を果たしたと思われる。

合同委員会

一九六六年（昭和四一）七月に、「北海道大学学寮規則」が施行されたことから、大学側と学生あるいは寮生側との間に、いわゆる「学寮問題」が顕在化した。学寮問題は、基本的には学生部の所管事項であったが、教養部としても対応を迫られる問題が少なくなかった。問題は、武谷部長から伊藤昌一^{しやういち}部長へ引き継がれた。

翌年十一月に至って、教養部学生委員会は、学生自治会・恵迪寮委員会との三者合同委員会を定期的に開催して、「何等かの解決の糸口を見出したい」との意向を固める。一九六八年五月の記録では、合同委員会の最近の状況として、一年目全寮制・自治会公認・掲示板の問題などが主として話し合われている。そして七月の教官会議では、学生委員長の名で、「自治会公認問題」と題する印刷物が配布された。この問題は、「過去十年間にわたって多くの人の手によって種々な角度より検討されてきた」という。一九六五年ごろから、非公認の学生自治会をも事実上の交渉相手として、公認問題をも含めて協議が続けられてきたということである。

合同委員会は、「大学紛争」が始まる直前にも開かれている。紛争が始まってからの合同委員会については、記録の上では判然としない。

『環 珞』

最後に、一九六〇年代後半の教養部における新しい試みの一つとして、教養部報『環珞^{わんらく}』の発刊に触れておこう。部報と呼ばれているように、教職員の人事異動の記事や「図書室だより」「学生委員会だより」も掲載されているが、発案者たる武谷部長のねらいは、「教養部学生諸君の心と呼びかけるような内容」の

新聞をつくることにあった。「寄稿や予算などについては、全学的に温い支援を受け」たという。

創刊号は、一九六六年（昭和四二）十一月に刊行され、一九六九年四月の第一一号で終わっている。同じ四月に「大学紛争」が始まって、続刊不能に陥った。最終号となった第一一号の「学生委員会だより」には、次のように書かれている。

……われわれは濁った泥水の平穏を願うものではなく、ゲヴァルトを主張する学生も諸君の中にはいることだろうが、正しい主張が話しあいでも解決しないはずはなく、理性ある大学とは、そうでなくてはならないと確信している。わたくしたちは、いつでも諸君の正しい主張と意見には耳を傾けるだけの用意がある。

「ゲヴァルト」は、この最終号発刊の一〇日前に始まっていた。

五 大学紛争以後の教養部

「大学紛争」
一九六九（昭和四四）年度は、学生数の面で、急増期から微増期に移行するという点でも、また大学紛争が始まるという点でも、大きな転期であった。

紛争は、全国的な現象の一部であり、しかも全学的な問題でもあった。

ここでは、教養部とかかわりの深いことから、『北海道大学広報』やその他の記録から拾って列挙するにとどめよう。

一九六九年（昭和四四）

4・10 早朝、クラス反戦連合の学生が入学式場に予定されていた体育館を封鎖した。学級別の分散入学式となった。封鎖は当日朝だけで終わった。

4・14 学長が声明を発表し「暴力学生」を批判した。

4・28 教養部学生自治会が沖縄返還統一行動の一環としてストライキを行った。校舎前で衝突があった。

5・23 教養部学生自治会が大学立法粉碎全国統一行動の一環としてストライキに入った。

5・24 教官会議が「大学立法に対する意見表明」を行った。

5・26 教養部長が「学生諸君に訴える」を発表した。

5・27 教養部学生自治会自治委員会が5・31で、ストライキを解除することを決定した。

5・30 早朝、革マル派学生が教養部を封鎖した。拡大学生委員会（旧学生委員八名、次期学生委員八名、顧問教官四名）が設置された。

6・2 評議会が安倍三史教授（医）を次期部長に選出した（安倍教授は辞退）。

6・10 教官会議が評議会からの依頼に対して、部長候補者を推薦しないことを決定した。

6・15 伊藤部長が任期満了となり、翌日から教養部長事務取扱として留まることになった。

6・17 部長事務取扱を補佐するため、顧問教官若干名を追加することになった。学生委員を臨時措置として、一六名半年半教交替とした。教養部制度改革準備委員会を発足させることとした。

6・25 評議会が水野義久教授（薬）を次期部長に選出した（水野教授は辞退）。再選挙によって小関隆祺教授（農）が選出された。

6・26 小関部長が発令された。

6・28 社学同・C関委（準）などが教養部を封鎖し、長期封鎖が始まった（11・8）。

6・30 小体育館での教職員会議の場に革マル派学生が入ってきた。小関部長が医師から安静の指示を受けた。

7・3 市内ホテルでの教職員会議場に封鎖派の学生が入ってきた。教養部大講堂で佐久間部長代理に対する追求が行われた。

7・5 教養部学生自治会前執行部が封鎖の実力解除を決めた。

7・9 拡大学生委員のうち、5・30以降残留の旧委員が新規補充の委員と交替した。学長が市内ホテルでの評議会場から革マル派学生によって教養部中講堂へ連行された。

7・11 教官会議が8・18を目標に授業再開を申し合わせた。

7・17 部長顧問五名が決定された。教養部制度改革準備委員会が設置された。小関部長が工学部での教養部教職員会議場から五派連合の学生によって教養部へ連行され、三九時間にわたって拘束された。

8・17 社学同・社青同・反戦青年委などによって文系四学部が封鎖された。これら四学部の借用が不可能となって、教養部の授業再開が見送られた。

9・10 教官会議が9・18から二年目、10・1から一年目の授業再開を決めた。

9・18 二年目の授業が再開されたが、農学部の借用が不可能になるなど、連日支障が続出した。

9・25 C闘委学生が古河講堂の教養部仮事務所を封鎖した。仮事務所は旧中央交換所へ移った。

9・26 全共闘派学生が文学部教授会から佐久間教授を法経大教室へ連行し追及した。

9・29 全共闘派学生が小菅学生委員長を追及した。

10・1 教室を確保できず、一年目の授業再開を延期した。

10・7 理学部で、教養部長・同顧問と自治会団交代表団との「団交」が行われた。

10・8 学生委員全員の辞任が承認された。

11・8 早朝、機動隊が導入され、教養部などの封鎖（6・28）が解除された。

11・13 小関部長が辞任した。教養部臨時運営委員会が設置された。

11・14 小川晃一教授（法）が教養部長事務取扱に発令された。補佐機関として特別委員会が設置された。

- 11・20 新執行部と学生各派集団との間で一四回の討論集会が行われた（12・15）。
- 12・10 革マル派学生が教養部を封鎖した（70・1・4）。
- 12・15 C閣委学生が体育教官棟・小体育館を封鎖した（70・1・4）。
- 12・16 学長・評議員が出席して、全教養生討論集会が開かれた。
- 12・18 小川事務取扱以下、執行部全員が辞任した。
- 12・19 堀内寿郎学長が教養部長事務取扱を兼任することになった。
- 12・24 70・1・5からの授業再開が告知された。

一九七〇年（昭和四五）

- 1・4 機動隊が導入され、教養部・体育教官棟などの封鎖が解除された。
- 1・5 授業が再開された。
- 1・8 事務室が執務を再開した。

紛争は、もとよりこれで終わったとはいえない。機動隊が学内に駐留するという状況のもとで、ともかく授業は再開された。新年度に入ってから断続的な封鎖があり、幾度か機動隊が導入された。授業の遅れを回復し、施設・設備が復旧されるには、さらに長期間を要した。

なお、紛争中のほとんど唯一の明るい話題としては、一九六九年十月末日に、附属図書館教養分館が落成したことをあげられよう。教養部図書室は廃止され、その機能はすべて分館へ移った。

授 業

再開後の授業は、遅れを取りもどすために、強行日程にならざるをえなかった。それでもなお、一九六八年度入学の二年目学生は、文類・理類・水産類では約六カ月、また医進・歯進では一カ月遅れて学部へ移行した。文類・理類・水産類では、英語について、学部移行後一〇週間にわたって、実質一五週分の授業を学部側の責任で実施することになった。医進・歯進については、四月二十日までの約二カ月間に、全科目にわたって、平

常の二倍の授業時間が組まれた。

一九六九年度入学の一年目学生については、文類・理類・水産類の学部移行を一九七〇年十二末日まで遅らせることになった。

春期・夏期・冬期の休業期間は、いずれも大幅に短縮された。しかもこうした措置は、四月以降、新入生に対する正規の授業と併行して進められなくてはならなかった。紛争の後遺症は、一九六八年度生にしろ一九六九年度生にしろ、学部移行後にも続くことになる。移行が遅れた分だけ、学部の授業が過密日程になった。

なお、紛争は学部移行制度にとっても一つの転機となった。一九六九年十二月の教官会議で、従来の総点主義が平均点主義に改められ、一九六九年度入学生から適用されることになった。さらに一九七三年五月には、「北海道大学通則」の学部移行に関する規定も改められた。従来、通則の上では移行生の選考権は学部側にあるものとされていたのに対して、「進学すべき学部学科の決定は、別に定めるところにより、これを行なう」ことになった。これは、事実上の慣行を追認したもので、「別に定めるところ」とは、教養部の移行委員会内規及びその施行細則、ないしは一連の臨時措置を意味するものであった。

教官会議・教職員会議

一九六九年度は、教養部教官会議にとっても異常な試練の年であった。ここでは、その経緯を詳しく述べる余裕がない。幾つかの特筆すべき事実をあげるにとどめよう。

この年度中に、教官会議は六六回も招集されている。平常の年には、八月を除いて一回の会議が開かれているから、紛争の一年間には、六年分の会議が招集されたことになる。一日に二回の会議というのが三例ある。平常の会議は、二時間前後で終わっているが、この一年間には、四時間以上の会議が一七回にも及び、十二月十八日には、途中休会の時間も含めて一〇時間四〇分を記録している。会議場にしても、教養部の正規の会議室で開かれたものは二

六回にすぎず、教養部E三〇九教室で四回、小体育館で一二回、理学部で一七回、工学部で五回、農学部で一回、市内のホテルで一回の会議がもたれた。

さらに異例なことは、助手・事務系職員をまじえた「教職員会議」の形をとったものが、一四回開かれていることである。一九六九年六月の記録には、「教養部封鎖の事態が解決するまでの間、教官会議に助手ならびに職員の参加申し入れにより、この取り扱いについて部長より諮られ種々審議の結果、教養部教職員会議と名称をとなえる事でこの趣旨が承認された」と記されている。十一月の記録には、「本日は教職員会議として開催を予定していたが、職員会議より、現時点においては教養部の復興に全力をあげたいとの申し入れがあつて、「教官会議として開催する」とが決定された」とある。機動隊によってひとたび封鎖が解除された直後の記事である。教職員会議としては、翌年一月二十二日の会議が最後になっている。

教職員会議は、なるほど異例のものといわなくてはならない。しかしこの異例の事態の中から、一つの重要な慣行が生まれ、やがて教養部教官会議の慣習法として定着した。それは、助手が教官会議の正規の構成員となったことである。すなわち、一九六九年八月五日の臨時教官会議で、「当分の間、教官会議に助手を含める」ことが提案され、賛成多数でそのように決定された。助手は、教職員会議に参加したのみならず、教官会議にも参加するという事で、この新しい慣行は、北大百年目の一九七六年にも続いている。

ついでながら、一九六九年度は、三浦喜代一事務長をはじめ事務系職員にとっても受難の年であった。封鎖中の仮事務所はまず古河講堂に移され、これも封鎖されると、弓道場わきの旧中央交換所に移った。市内のホテルや旅館で緊急の事務を処理したこともある。教養部内で研究を続けていた院生にとっても受難の年であった。

部 長 職

紛争は、伊藤昌一部長の任期満了直前に始まり、伊藤部長は、任期満了後もなお一〇日間、教養部長事務取扱の職にとどまって、一九六九年六月二十五日にその任を解かれた（それ以降、北大百年目までの部長・部長事務取扱については、付録一参照）。

紛争が始まった時点から起算すれば、八年足らずの間に、伊藤部長及び同部長事務取扱を含めて、教養部の責任者は、延べ一四名にものぼっている。他の学部ではどうか。同じ八年足らずの間に、歯学部の名が最も少なく、文学部・農学部の名が最も多い。前章で述べたとおり、「学生急増期」にも責任者の交替は、教養部において最もひんばんであった。紛争以来一四名という数字は、まさに異例に多いといわなくてはならない。一九六九年度だけに限定して見れば、伊藤部長から堀内部長事務取扱まで、延べ五名である。他学部では、この一年間に五件の交替がある。

いずれも任期満了による交替であった。一九七〇年度以降についても、責任者の短期交替傾向は変わっていない。任期満了者は、鈴木重吉部長の一例しかない。部長事務取扱が過半数を占めているというのも全学的にみて異例である。紛争後は、他の学部でも部長事務取扱の例が少くない。それにしても、教養部の場合は、やはり異例である。

学長自身が学部長事務取扱を兼任した例は、新制大学発足以来、文学部で一例、理学部で三例あって、堀内学長の場合は五例目に当たる。理学部の場合は、いずれも学部長が学長に選ばれて、次期学部長が決まるまでの過渡的な処置であった。異常事態のもとでの兼任としては、文学部の例に続いて二例目であった。

さらに、もう一つ注目されることは、小川晃一部長事務取扱以降、教養課程の学科目担当教官から責任者が選ばれた例が増えていることである。専門教育の講座所属教官が制度的に排除されたからではない。現に、田治米鏡二郎長は、専門教育担当者であった。要するに、教養部の中で、教養課程担当者から責任者を選びたいという意向が強く、評議会がそれを尊重しているということである。

いずれにせよ、紛争以降の部長職に関するこうした一連の実情の中にも、教養部運営上の難問が反映されている。また紛争がいずれの部局にもまして、教養部にとって重荷であったこと、しかもその後遺症が最も深刻であったことが知られる。

学生委員会

内規による各種委員会は、一九七〇年（昭和四五）一月までにいずれも復活した。紛争の後遺症が最も深刻であったのは、いうまでもなく学生委員会である。学生委員会は、復活したとはいっても、内規の規定（任期一年）にかかわらず、とりあえず三カ月交替とされた。しかし実際には、三カ月を過ぎても交替が順調には行われず、堀内学長にかわって林正一教授が部長事務取扱に就任してからも変則事態が続いた。

十二月に大野陽郎教授が正規の部長として発令されても、委員会は正常化されなかった。一九七一年二月に、部長は、学生委員長経験者六名と旧制度委員とに対して、学生委員会が正常化されないことの背景などについて検討を要請した。「元学生委員長会」は、四月に報告書を提出した。しかしこの報告書も、直接の実効をもたらさなかった。九月には、臨時学生委員会が発足した。内規には学生委員会の任務として、「その他学生の厚生補導に関する事項」という一項が記されていた。しかし臨時委員会は、さしあたり「厚生」だけを任務とするものであった。またこの委員会には、委員長を置かず、月番の議長が置かれるにとどまった。委員会が「補導」を扱わないために、（たとえば一九七二年二月に学生自治会が授業料問題で教養部を封鎖したときのように）実際に補導が必要な場合には、別に部長を補佐する教官を委嘱しなくてはならなかった。この体制は、井手部長事務取扱の在任中にも持続された。

再建と解散

一九七二年（昭和四七）六月に田治米教授が正規の教養部長に発令され、井手貢夫教授は事務取扱の任務を解かれた。新部長は、その後の教官会議で、「補導」を含む正規の学生委員会を再発足させる意向を表明し、過半数の賛成をえた。

新委員会は、七月の教官会議で承認を求める予定になっていたが、実際には承認が大幅に遅れて、十月に発足した。学生委員会を再建して正規の補導を復活することに対して、学生の阻止行動が顕在化したためである。九月には、教官会議を開催しこれを維持するために、機動隊の出動を要請するという事態も発生した。新委員会の承認案件自体、正規の教官会議ではなくて、「持ち回り教官会議」に付議され、郵送によって票決されるという状況があった。学生との対立関係は、その後軽減されないどころか、むしろ深刻化した。

十一月末に至って、八名中四名の委員から辞任の意向が表明された。十二月半ばの教官会議では、辞任を承認するか否かということではなくて、学生委員会そのものの存続の可否が問題となつて、結局、委員会を解散することに決まつた。この委員会は、十月初めに発足して以来、二カ月半で解散したことになるが、それは同時に、一九六五年七月制定の教養部学生委員会内規が事実上の問題として失効したことを意味する。その後、この内規に則して正規の委員会が再建されることなく、翌年十一月には、新たに「北海道大学教養部厚生委員会内規」が制定されて、学生委員会内規が制度的にも廃止されるからである。

運営委員会

学生委員会が解散したところで、「補導」を要する問題が皆無でない以上、これに代わるなんらかの機関が必要になる。まず五名の暫定学生委員が委嘱され、後日八名に増員され、特別委員とも呼ばれるようになる。この委員は、一九七三年二月から臨時運営委員と呼ばれ、九名に増員されて、その中から井手教授が再び教養部長事務取扱に発令された。

井手部長事務取扱のもとで、この臨時運営委員会を正規の機関とすることが検討された。検討は、小林正忠教授が部長事務を継承してからも続いた。そして再三の審議を経て、一九七四年三月に、小林部長事務取扱のもとで、「北海道大学教養部運営委員会内規(案)」が議決され、運営委員会制度は、四月から正式に発足することになった。

三月には、これと並んで「教養部長候補者選出に関する申し合せ」が了承されている。これには「運営委員会委員長を教養部長候補者とする」とあって、「この申し合せは、今回の教養部長候補者の選出の場合のみに限られる」ことになっていた。しかし勝井信勝教授のみならず内藤操教授も、運営委員会を代表する形で、しかも部長事務取扱として発令される。ようするに、運営委員会のあり方と部長候補者選出方式とは、不可分の関係にあった。

内藤部長事務取扱は、一九七四年十二月に、運営委員会内規の改正案と「北海道大学教養部長候補者推薦内規」とを教官会議に付議し了承をえた。その結果まず、部長候補者について教養部教官会議が事実上の第一次投票権を持つことになった。また、部長候補者は、改めて全学の教授の中から選ばれることになった。さらに、運営委員会の代表者が部長になるのではなくて、先に部長を決定し、運営委員を後から選んで、「教養部長を補佐」させる方式に改められた。

問題検討委員会

これよりさき、一九七三年十一月には、前記の厚生委員会内規と並んで、「北海道大学教養部問題検討委員会内規」が制定されている。

本稿の終章で述べるように、改革検討委員会の第二―一専門委員会は、教養課程特別委員・一般教育特別委員の選出を提案して解散した。教養部では、両者を別個の組織とせず、全体としてまず問題検討委員会を設置し、その中で適宜に分業する方式を選んだ。

こうした経緯からもわかるように、問題検討委員会は、常設の機関というよりは、さしあたり任期二年の臨時の委員会であった。主たる任務として教養課程・一般教育の改革案をまとめるほかに、同委員会は、教養部長の諮問機関としての役割を帯びたこともある。運営委員会内規の改正案や、部長候補者推薦内規の立案に関与したことにそれがうかがわれる。

問題検討委員会は、一九七六年三月に両特別委員会の任務が完了したことによって解散した。両特別委員の活動については、終章で述べる。

なお紛争後につくられた委員会として、しかも常設の委員会としては、予算委員会がある。予算委員そのものは、一九六六年にまでさかのぼるが、初めは部長の暫定的諮問機関ということで、内規を定めるまでには至らなかった。

「北海道大学教養部予算委員会内規」は、一九七四年六月から施行される。

教育課程

大学の教育課程は、いうまでもなく省令「大学設置基準」を基礎としている。この基準は、一九七一年に久々に大きく改正された。北大教養部では、それから三年後に、教育課程を大きく改訂した。これは、新基準に合わせたというよりは、北大自体の自主的な試みというべきである。

この一九七四年度からの新課程は、紛争以来の改革論議と併行しながらも、改革のための委員会ではなくて、常設の教務委員会によって立案されたものである。これは、人文・社会両系列だけの改訂で、自然系列や外国語・体育には及んでいないが、やはり大改訂と呼ぶべきであろう。

主要な改正点をあげるならば、第一に、幾つかの科目を別として、大勢としては四単位原則から二単位積算方式に移行したということである。自然系列や図学では、大勢としては四単位原則を維持しながらも、すでに二単位積算方式が併用されていた。

第二に、文類の学生に人文・社会両系列の科目を多く履修させることで、専門課程との関連を深めたということである。文類以外の学生は、以前から自然系列や数学を多く履修していた。

二単位積算方式が導入されたことで、人文・社会両系列も、ようやく本格的に、演習併設時代へ移行した。外国語では、すでに講義・演習が併設されていたし、自然系列では講義・実験が教養課程発足の当初から併設されていた。

増 築

前章で述べたとおり、教養部の関係では、紛争が始まるまでに、体育館を含めて二万五〇〇〇平方メートルの建物が完成していた。しかし、数名の教官が古河講堂でなおも廃物利用を続けていたり、いまだに一部で仮設校舎を使用するなど、紛争後にも不自由な状況が続いていた。教養部施設委員会は、一九七三年から校舎増築計画の立案を始めた。

施設委員長が九州大学をはじめ五大学を視察したところ、平日に五講時まで授業しているのは、大阪大学や北大だけであった。北大では土曜日でも四講時まで授業があるのに対して、東北大・名古屋大学・京都大学は午前で終わり、名大は金曜日でも午前のみの授業になっていた。北大のたちおくれは明白であった。教室の絶対数が不足していることから（また非常勤講師に依存する度合いが強く、非常勤者の都合を優先させることから）、時間割に無理がかかることになった。

第一期分として三三五〇平方メートル、第二期分として一六〇〇平方メートルの増築要求書がつくられた。認められたのは、第一期分中の約六四％であった。一九七六年三月に、示範教室五〇九平方メートル、中講義棟の一部一一三平方メートル、S棟の一部四八八平方メートルが完成し、これによって当面の不自由はある程度軽減された。古河講堂に残っていた教官も、ようやく教養部校舎内に研究室を持てることになった。北大百年目の一九七六年は、教養部が廃物利用から解放されたという意味でも記念すべき年になった。

北大百年目

この章を結ぶに当たって、北大百年目の教養部の状況について、改めて素描しておこう。一九七六年は、正規の部長としての鈴木部長の任期二年目に当たる。鈴木部長は、十二月末日に任期を満了し、翌年元日から橋本誠二教授（理学部・学科目）がやはり正規の部長に就任する。前記の部長候補者推薦内規は、このたびも正常に適用された。

教官会議は、定例会議が一回、臨時の会議が一回招集され、いずれも流会することなく、予定議題をすべて消化した。教官会議規程（案）は、一九六六年以来、引き続き「案」のままであるが、事実上の内規として、この一年間も正常に適用された。助手の出席は、すでに慣行として定着している。学科委員会についても、運営委員会をはじめ各種委員会についても、ほとんど異常はない。授業にしても、特記すべき変則状態は見受けられない。

ようするに、北大百年目の一年間は、まさに平静のうちに経過したといつてよい。しかし、教養課程二八年の歴史を通観すれば、この一年間は、平静であることにおいて逆に逆に異例であったといえよう。またこのことは、教養部の体制が、かつての紛争のような試練にも耐えられるほど強化された、ということの意味しない。教養部に関する内外の諸問題がすべて解消された、ということでもない。改革論議は、北大百年目においても、特設の機関で休みなく続いている。

終章 改革への動き

改革前史

教養課程に関する「北大方式」は、すでに述べたとおり、教養学科発足以前からの論議の中で、しだいにその輪郭ができあがり、二年目の一九五〇年（昭和二三）十二月には、「新制大学のあり方」という文書にまとめられた。この方式は、その後、教養部の内外で公式・非公式にさまざまに論議されながらも、基本線においては北大百年目の時点でもほとんど変わっていない。

しかしやはりすでに述べたとおり、北大では一九六九年の紛争をきっかけとして改革論議が広汎に起こり、他の部

局ではそれが鎮静化しているにもかかわらず、教養課程については、なおも特設の機関が活動が続けている。本稿の終章を改革問題に充てるのは、そのためである。

ところで、改革論議といえば、ある程度公式のものとして、一九五九年以降の教育制度委員会の活動があげられる。この委員会は、四章で触れたとおり、一九六〇年に入学試験の類別について「六本だて案」をまとめたが、この構想は、教養部教官会議の賛成をえられず、同年九月に廢案となった。反対理由としては、「一般教養の理念をこれ以上くずすべきではない」ということから、「どうせ別けるならむしろ学部別にすべきだ」ということまで記録されている。

教育制度委員会の提案は、教育課程や教官組織にまでは及んでいない。しかし後日の教養制度委員会は、この教育制度委員会の教養部選出委員の發議から生まれてきたものである。

教養制度委員会

四章では、教養制度委員会が教養部を慣習法による運営から制定法による運営へ大きく転換させたことについて述べた。一九六二年（昭和三七）七月の「教養制度委員会設置案」によれば、この委員会は、改革を直接の課題とするよりは、むしろ現制度の延長線上で内部組織の整備について調査検討するものであった。そして一年以上の調査検討を経て、翌年十月に、『教養の制度に関する中間報告（案）』をまとめている。この中間報告は、最終報告に發展することなく、文字どおり中間報告のままで終わった。しかしこの文書は、後日の本格的な改革論議の出発点になっている。

本文は三章に分かれ、それぞれ「学部アウトルキー方式」「教養部の独立—官制化」及び「全学的協議方式」という表題を与えられている。これらは、「一般教育を実施するための制度を、教官の組織を中心にして大別」したもので、各章では「これらの方式の基本的な考え方、主たる内容、その利害得失など」が順次検討されている。「アウト

ルキー」とは、「自給自足」を意味することばで、教養部を解散し、入学試験から教養課程・専門課程のすべてを、学部単位で学部の責任で行うという意味である。教養部の「独立」官制化」とは、名古屋大学・京都大学・大阪大学・九州大学などが選んだ方式である。第三の選択肢は、従来の「北大方式」にほかならない。

「結語」では、まず「現制度の基本精神については、現状において何等変更を加える必要もない」として、問題の多くは「制度の欠陥によるよりも、むしろその運用がこの基本精神に沿っておこなわれなかったことによる」という。そしてさしあたり必要なこととして、「評議会、すなわち全学的協議によって決定されるべき事項の明確化」と「教養部運営委員会」の設置による「一般教養部運営の能率化」とをあげている。

仮設カリキュラム

このように、教養制度委員会が教官組織に関する調査検討を行ったのに続いて、教務委員会は教育課程の再検討に着手し、一九六四年以降、全学的な論議が展開される。

翌年一月に、教務委員会は、『基礎教育科目について——各学部学科別の回答』という冊子をまとめた。同年十月には、すでに述べたとおり教養部審議会が発足し、一九六六年四月には、この審議会に対して、教養部側から「学生編成の一例」という試案が提示された。これらを踏まえて、同年十二月には、いわゆる「仮設カリキュラム（零次案）」が教官会議で確認される。その上で改めて学部側の意向が聴取され、翌年四月には、「仮設カリキュラム第一次案」が審議会に付議された。教養部長は、五月の審議会で「零次案と一次案との中間あたりで」一九六八年度から新課程に移行しようとの見通しを述べている。しかしその後、教養部内から慎重論が表明されて、一九六八年度からの実施は見送りとなった。

ともあれ、「仮設カリキュラム」の論議はその後も続けられる。一九六九年四月の審議会には、「学生編成とカリキュラム改訂（案）」が提出され、七月の教務委員会では、「これまでのカリキュラム改訂案の当否」が話題になって、

「大学全体の改革の中で考える必要がある」ということになる。紛争はすでに始まっていた。教務委員会を中心に、一九六四年以来、全学的に展開されてきた論議が、成案を目前にして流産したということである。

しかしこの論議も、後日の改革論議にとって、重要な布石となっている。学生編成については、教育制度委員会の「六本だて案」に対して、理類を三分する「七本だて案」が最終的に考えられていた。

機関研究

教養制度委員会の調査検討の成果は、一九六六年度に至って、文部省科学研究費交付金による機関研究「一般教育に関する研究——北大方式を中心として——」に受け継がれる。これは、教養部長の名で申請され、研究費の交付を認められた。

研究計画調査には、従来の研究成果として本学の教官による一三点の既発表業績があがっており、その中には教養制度委員会の「中間報告」もあげられている。この機関研究から、三点の研究報告資料が具体的な成果として残された。これらもまた、後日の改革論議の布石として無視できない。

改革調査専門委員会

紛争をきっかけとして、一九七〇年二月に、北海道大学改革調査専門委員会が発足した。これは、評議会のワーキンググループとして八名の委員で構成されており、七月に『北海道大学改革調査報告』をまとめている。

この報告書の中では、教養課程について、「改革は、研究と教育の一体化と全学責任体制を建前とする北大方式から出発すべきである」と述べられている。これを「基調」として、この報告書は次の諸点を提案している。

まず専門別の「基礎教育」と専門にかかわりのない「一般教育」とが区別され、「基礎教育は、専門教育との一貫性を保つ」べきこと、「一般教育は……専門教育と並行して行なう」べきことが提唱される。そして、一般教育にせよ基礎教育にせよ、基本的には全学の教官がこれらを担当すべきであるという。

また、外国語・数学・体育については、それぞれ「センター」を設置し、それらのセンターでは、「低学年における教育のみならず……全学の教育指導にあたるとともに、関連分野の研究を行なう」ものとされている。

学生編成については、「学部たてわり、必要に応じてさらに細かなたてわり」が提案され、しかも「基礎教育及び準備教育の履修は、主として一年目」で行われ、「二年目以降では専門教育を受けるが、二年目以降においても一般教育を受けることはいうまでもない」という。

なお、この調査報告書に対する学内各方面からの意見は、『北海道大学改革調査報告』に対して提出された意見」という冊子にまとめられ、一九七一年四月に公表された。

第二——委員会

この調査委員会に次いで、一九七〇年十一月に、北海道大学改革検討委員会が発足し、教養課程については第二——専門委員会が設置された。さきの改革調査委員会が全学の問題を八名で審議し、五カ月未満で報告書をまとめたのに対して、第二——委員会は一八名で発足し、一七カ月にわたって三五回の公学会合を持った。

当初、親委員会に当たる検討委員会は、各専門委員会に対して、前委員会の『調査報告』の「基調」を尊重して作業を進めるように望んでいた。第二——委員会は、この点をめぐって親委員会と対立し、結局のところ「北大方式から出発」するのではなくて、「北大方式の利害得失を十分検討」する自由を認められた。第二——委員会の報告は、『北海道大学改革検討報告（教養課程に関すること）』という冊子にまとめられ、一九七二年六月に公表された。主要な論点は、以下のとおりである。

まず教育内容については、従来の「一般教育」が実は「基礎教育」にすぎなかったことが反省され、改善の方向としては、「基礎教育」の内容や目的を明らかにした上で（「純化された」『一般教育』）の内容が追究される。

学生編成については、教育内容の新構想を実現するために、また従来の「学部移行の非合理性」を解消するために、小編成が提唱される。小編成とは、「原則として学部の規模をこえない」ということであり、大学部についてはさらに「系列別に細分することができる」ということであった。

教官組織については、三案併記の形で終わっている。

第一案は、「官制化独立案」と名付けられ、独立の教養部あるいは教養学部、専門教育課程はおかないが、大学院研究科を併置しようという構想である。

第二案は、「学部帰属案」と名付けられ、従来の教養部を解体した上で、教養課程担当教官は、「研究上の必要に応じて」いずれかの部局に帰属し、「教育上の必要に応じて」各学部の教養課程を担当するというものである。

第三案は、「学部分属案」と名付けられた。これは、すでに教養制度委員会の中間報告において「学部アウタルキ方式」と呼ばれていたものと、基本的に同じ構想といえよう。

これら三案に共通していることは、いずれもはや「北大方式」を支持していないということである。すなわち、制度委員会がいう「全学的協議方式」や、調査委員会がいう「全学責任体制」は、完全に否定されてしまった。改革検討委員会は、第二——一委員会を含めて五つの専門委員会の報告書が出そろったところで、親委員会として最終報告書をまとめた。『北海道大学改革検討委員会報告（報告提出にあたって）』がそれである。この冊子は、一九七三年十月に学内に配布された。

この最終報告書は、今後、改革の具体案の「作成を必要とする課題が生じた場合には」、「北海道大学改革協議会（仮称）」を設置するように提案している。調査委員会が「調査」したことを検討委員会が「検討」し、その成果を、必要とあれば「協議」しようということである。

しかし現実には、一九七三年十月に、「北海道大学一般教育特別委員会要項」と並んで「北海道大学教養課程特別委員要項」が決定されて、後日、両特別委員（会）が選ばれるにすぎない。改革協議会なるものはつくられなかった。一般教育・教養課程のほかには、改革の課題がさしあたって存在しないということであろうか。

これら二つの特別委員（会）は、第二——委員会の提案によって設置されたものである。一般

教育特別委員会が扱う「一般教育」とは、「基礎教育」から区別され、あるいは「基礎教育」では代位しえない狭義の「一般教育」であった。またこの委員会には、「教官組織のあり方」に関する検討が期待されていた。教養課程に関しては、すべての学部において、学部の規模に応じて一名から三名の特別委員が選出され、教養部では八名の委員をもって教養課程特別委員会が設置された。全学的な調整のためには、学部側特別委員と教養部側特別委員会との合同委員会がもたれることになった。教養課程特別委員（会）は、基礎教育・専門教育・一般教育のすべてについて、四年間あるいは六年間の一貫カリキュラムを編成することになった。

両特別委員は、教養部においては、すでに述べたとおりまず教養部問題検討委員会の構成員として選出され、そこから両特別委員会へ派遣される形がとられた。

両特別委員会は、一九七四年三月に発足した。一般教育特別委員会では、一五名中八名が教養部選出の委員であった。同委員会は、ほぼ二年間にわたって四九回の公式会合を持ち、一九七六年二月に評議会あてに報告書を提出した。教養課程特別委員も合同会議において成案に達した。両者は合本にまとめられ、六月に『北海道大学教養課程の改革について——一般教育の検討と新機構の設置——（附）教養課程カリキュラム案』として全学に配布された。この報告書は、第二——委員会の報告書のまさに二倍のページ数を持ち、八八ページに及んでいる。

新機構

この長大な報告書の全般に言及する余裕はない。ここでは、その第一部で提案されている「新機構」の輪郭を素描するにとどめよう。

「新機構」とは、従来の「北大方式」でもなければ、「学部アウタルキー方式」つまり「学部分属案」や「学部帰属案」でもない。いわば「官制化独立案」である。仮称「教養学部」をつくって、教養課程のみならず独自の専門課程をも兼備しようということである。

「教養学部」には、教育機能を果たす組織として「教育系」を置き、研究組織としては六つの「研究系」を置くという。人文科学・社会科学・言語文化・基礎科学・数理科学・体育科学の六系がそれである。研究系では、研究条件を専門課程と同じ水準に高めるため、学科目制ではなくて、やはり講座制を採用するという。しかもこの講座制とは、在来の専門課程におけるいわゆる小講座（教授一、助教授一、助手一あるいは二）ではなく、また大阪大学言語文化部のような大講座でもなくて、広島大学の講座や筑波大学の学系に相当する中講座が考えられている。さらに将来構想としては、大学院の設置も考えられている。

報告書は、最後に五項目の提案を掲げている。

- 一、教養課程教育に対する責任を負うと同時に研究組織をも有する独立部局を設置すること。
- 二、上記新機構は改訂教養課程教科課程^(カリキュラム)の実施とともに昭和五十三年度より発足すること。
- 三、上記新機構具体案を昭和五十三年度概算要求に計上するため、学長を長とし、教養部長、評議員及び関係教官若干名をもつて構成する「新機構設立検討委員会（仮称）」を組織すること。
- 四、上記新機構設立のため、その調査費を昭和五十二年度概算要求へ計上すること。
- 五、新機構が発足する昭和五十三年度までの過渡的措施として、昭和五十一年度より、学内措置として次のことを実施すること。

イ、教養部における教育研究条件の重点的整備。

ロ、専任教員若干名で構成される一般教育研究室の設立、その事業費の計上。

その後

一般教育特別委員会の五項目の提案のうちで、一九七六年（昭和五二）十二月末日の時点で、あるいは一九七八年三月末日の時点でもなお、実現されたものは一点を除いてほかにない。第三の提案に従って、「新機構設立検討委員会」の代わりに「北海道大学教養課程改革調査室」が一九七七年三月二十五日付けで設置されただけである。

理由はさまざまに考えられよう。しかし、この事実から確かにわかることは、教養部の改革がいかに困難であるかということである。またいかに困難であるからといって、これを断念しない事情が教養部にあるということでもあらう。

本学では、「大学紛争」以前からすでに、教養部制度委員会があり、一般教育に関する機関研究の組織があった。仮設カリキュラムの構想もあった。紛争後には改革調査専門委員会が発足し、第二―一委員会が生まれ、一般教育・教養課程の両特別委員会がつくられた。そしてさらに改革調査室が作業を続けている。教養制度委員会から起算するとしても、改革への動きは、北大百年目の一九七六年までに、すでに一四年を超えている。一四年といえ、教養課程二八年の歴史の中で、その半分に相当する長さである。

あとがき

本稿が完成するまでに、御教示をいただいたかた、あるいは資料を提供・貸与してくださったかたは、おびただしい数にの

ばる。すべて御芳名を列挙して謝辞を述べるには、紙面の余裕がない。しかし最少限度、次のかたがたについては、特記して謝意を表しておきたい。

歴代教養部長のうちでは、市川純彦先生・武谷愿先生、ほかに退官教官のうちでは、明峯俊夫先生・有岡勇先生の名を欠かすことはできない。特に有岡先生は、教養課程発足当初の諸会議の記録を保存しておられ、これから多くの史実が判明した。歴代事務長のうちでは、中島文之助氏・三浦喜代一氏から貴重な御教示をいただくとともに、草稿の一部を校閲していただいた。さらに、やはり教養課程発足当初の事情については、水産学部の高橋裕哉先生（新制教養課程第一期生）から貴重な資料を拝借することができた。また、明石時久君（一九七七年度入学水産類）が古書店で発見した文献も、かけがえのないものであった。最後に、今田末吉事務長をはじめ、教養部事務職員各位の御好意・御協力にも言及しておきたい。こうしたかたがたの善意に支えられることなくしては、また多くのかたがたから激励をいただくことなくしては、本稿執筆の作業をここまで進めることは不可能であった。

なお、本稿は北大百年目の一九七六年まで記述したが、付録・年表は、参考の意味も含めてそれ以降にも及んでいる。

ここで、『北海道大学教養部三十年史』に触れておきたい。発行主体は教養部で、一九七九年三月三十日付けで刊行された。また、市販用の別版が北海道大学図書刊行会から同年四月二十五日付けで発行されている。

本稿は、この『三十年史』の草稿を圧縮したもので、当然のことながら重複がある。くわしい史実や資料に関心を持たれる方は、『三十年史』をこらん願いたい。

『三十年史』の本文・付録には、校正の手落ちが少なからずある。正誤表を折り込んでおいたが、それも完全ではない。追加正誤表は、『北大百年史編集ニュース』一〇号の紙面に掲載されている。付録の誤記は、本稿収録のもので正しておいた。なお、『北大時報』に、一九七九年六月号から十一月号まで六回にわたって「教養部三十年史補遺」が連載されている。

本稿は、東出功が執筆し、山元周行・水野一がこれを助けた。

（東出 功）

付 録

一 歴代教養部長一覽

市川 純彦 (理学部) 一九五・四・六〇	井手 貴夫 (文学部) 一九七・二・二二	(事務取扱)
坂元 義男 (理学部) 一九五・〇・〇〇	小林 正忠 (理学部) 一九七・二・二二	(事務取扱)
岡不二太郎 (理学部) 一九五・九・三〇	勝井 信勝 (理学部) 一九七・四・一〇	(事務取扱)
松岡修太郎 (法学部) 一九五・九・三〇	内藤 操 (文学部) 一九七・五・二〇	(事務取扱)
中川 秀恭 (文学部) 一九五・四・一〇	鈴木 重吉 (文学部) 一九七・一・一六	(事務取扱)
古市 二郎 (理学部) 一九五・四・一〇	橋本 誠二 (理学部) 一九七・一・一六	(事務取扱)
岡本 剛 (工学部) 一九五・四・一〇	井上 泰男 (文学部) 一九七・一・一六	(事務取扱)
武谷 愿 (工学部) 一九五・六・一〇		
伊藤 昌一 (医学部) 一九五・六・一〇		
伊藤 昌一 (医学部) 一九五・六・一〇		
小関 隆祺 (農学部) 一九五・六・一〇		
小川 晃一 (法学部) 一九五・二・一四		
堀内 寿郎 (学 長) 一九五・三・九七		
林 正一 (理学部) 一九五・五・二〇		
大野 陽朗 (理学部) 一九五・三・六七		
井手 貴夫 (文学部) 一九五・三・五七		
田沼米鏡二 (理学部) 一九五・六・一〇		

二 教養課程学科目別教官一覧

《まえがき》

- ◇ この一覧表は、教養課程発足以来の全教官（教授・助教授・講師・助手）を学科目別に列挙したものである。
- ◇ 学科目の配列は、学内の慣例による。
- ◇ 数字は、着任年月日、離任年月日を示す。たとえば、「一九五〇・七・一一」は「一九五〇年七月十一日」に離任したことを示す。
- ◇ 着任・離任の年月日が二行にわたっているのは、離任後に再度着任したことを示す。
- ◇ この一覧表は、一九七九年十月一日現在での調査結果を示している。離任年月日が記載されていない教官は、この時点で現職の教官である。
- ◇ 調査のための基礎資料は、教養部や関係学部各種記録のほか、各年度の全学の住所録・職員録などである。
- ◇ これらの資料をもとに庶務掛で草稿をまとめ、各学科目へ照会して誤記・脱落について教示をえたが、なお万全とはいえない。お気づきの点については、庶務掛へ御示唆をいただいて他日にそなえたい。
- ◇ 初期、とりわけ一九四九年度については、体制が流動的で

あることもあって、不明な点が少なくない。予科在籍のままに教養課程を担当したり、講座・学科目の別が不明確なままに教養課程を担当し予科の授業を兼任する例もあった。したがって、初期の着任年月日は、各種資料から推定されたものもある。

◇ 講座から学科目へ、あるいは学科目から講座への異動については、公式の発令が行われないこともあって、正確な月日をつきとめられない場合もある。このような事例については、教授会決定の月日によったものもあれば、年度末日あるいは年度初日を異動の日としたものもある。

◇ 記録の上で学科目所属であっても、実際に教養課程を担当していない教官や、実際に教養課程を担当していても講座所属の教官はすべて割愛した。

◇ 記録上の所属学科目と実際の担当学科目とが一致しない教官については、実際の担当学科目によって示した。

哲学

岩崎 允胤 一九五〇・七・三三～五三・三・三
花田 圭介 一九五〇・二・一〇～五三・三・三
河西 章 一九五三・五・一～

秋間 実 一九四・五・一〇六・三三
 吉田 夏彦 一九三・一・一〇九・二三
 大畑 甚一 一九三・四・一〇
 水野 一 一九九・一〇・一〇
 心理学

牧野 達郎 一九五・四・一〇五・三三
 野沢 晨 一九五・九・一〇〇・四六
 大場 克己 一九五・五・一〇五・四〇
 高田 洋一郎 一九四・一・一〇五・三三
 太黒 静治 一九五・五・一〇六・三三
 竹中 浩彦 一九五・七・一〇六・三三
 岩本 隆茂 一九五・五・一〇六・五九
 寺岡 隆 一九五・三・一〇六・七三
 加川 元道 一九六・七・一〇六・三三
 今井 四郎 一九六・二・一〇
 鈴木 延夫 一九六・五・一〇五・九〇
 中原 淳一 一九六・六・一〇五・三三
 伊藤 智啓 一九三・二・一〇五・三三
 篠塚 寛美 一九五・四・一〇
 浜田 治良 一九六・五・一〇七

歴史学

佐久間 重男 一九四・五・一〇三・三三
 北村 文治 一九四・二・一〇三・九〇
 辻村 正吾 一九四・二・一〇三・一三
 赤井 彰 一九五・四・一〇三・四〇
 谷 和雄 一九五・九・一〇五・二七
 井上 泰男 一九四・一〇・一〇
 篠塚 信義 一九四・四・一〇九・三三
 田中 彰 一九五・四・一〇
 東出 功 一九五・四・一〇
 佐伯 有清 一九七・一・一〇
 小山 皓一郎 一九五・三・一〇七・三三
 中井 英基 一九六・四・一〇
 菊地 俊彦 一九六・八・一〇

文学

野田 寿雄 一九四・六・一〇五・九〇
 樟本 成美 一九五・三・一〇五・三三
 新間 進一 一九五・四・一〇五・三三
 阿部 保 一九五・四・一〇五・四一
 五十嵐 三郎 一九五・四・一〇五・四一
 飯塚 朗 一九五・八・一〇七・三三

藤岡忠美 一九三・五・一〇・六・二・元

犬養廉 一九三・四・一〇・七・三・三

和田謹吾 一九三・四・一〇

近藤光男 一九三・四・一〇・七・三・三

近藤潤一 一九三・七・一〇

亀井秀雄 一九三・四・一〇・七・三・三

大朝雄二 一九三・一〇・一〇

中野美代子 一九三・四・一〇

松川健二 一九三・八・二六

本田錦一郎 一九三・四・一〇

井上史雄 一九三・一〇・一〇・七・三・三

神谷忠孝 一九三・四・一〇

宮沢俊雄 一九三・四・一〇

中国語

丸尾常喜 一九三・二・一〇・七・三・三

藤本幸三 一九三・四・一〇

古典語

池田英三 一九三・四・一〇・七・三・三

田中利光 一九三・四・一〇

法学・政治学

〔法学〕

和田英夫 一九三・四・一〇・七・三・三

藏重夫 一九三・一〇・一〇・七・三・三

富田容甫 一九三・四・一〇

石川武 一九三・四・一〇・七・三・三

小菅芳太郎 一九三・七・五・七・三・三

米倉明 一九三・七・五・九・九・〇

保原喜志夫 一九三・一〇・一〇・七・三・三

中村睦男 一九三・七・六・七・三・三

近藤弘二 一九三・四・一〇・七・三・三

深瀬忠一 一九三・四・一〇・七・三・三

藤岡康宏 一九三・四・一〇・七・三・三

丹宗昭信 一九三・一〇・一〇・七・三・三

大塚龍児 一九三・四・一〇・七・三・三

宮沢節生 一九三・五・一〇

〔政治学〕

富田容甫 一九三・四・一〇・七・三・三

小川晃一 一九三・七・五・七・三・三

松沢弘陽 一九三・七・五・七・三・三

矢田俊隆 一九三・四・一〇・七・三・三

経済学

鹿討 豊雄 一九〇・一七〇・三三
 長谷部 亮一 一九六・四一〇・三三
 大爺 栄一 一九三・四一〇・四一六
 林 善茂 一九三・四一六・三三
 小林 好宏 一九三・四一〇・三三
 森 果 一九三・四一〇・三三
 荒又 重雄 一九七・二一〇・三三
 黒田 重雄 一九〇・六一一・三三
 佐藤 茂行 一九〇・六一一・三三
 日南田 静真 一九〇・二〇七・一三
 唐渡 興宣 一九五・四一〇
 小野 浩 一九六・八三〇
 佐々木 隆生 一九七・二一〇

社会学

山田 泰作 一九五・五一一・三三
 富川 盛道 一九三・六二二・三三
 塚本 哲人 一九三・六二二・三三
 笹森 秀雄 一九七・七一〇・三三
 三谷 鉄夫 一九七・一一六・三三
 中島 寅雄 一九九・四一〇・七三

大山 信義 一九四・四一〇
 金田 弘夫 一九六・四一〇

社会思想史

徳永 恂 一九九・四一〇・二〇
 奥山 次良 一九七・四一〇
 八木橋 貢 一九三・八二六

人類学

名取 武光 一九九・八八六・三三
 吉崎 昌一 一九九・一一〇
 岡田 淳子 一九六・二一〇

人文地理

井上 修次 一九三・四二六・三三
 筒浦 明 一九三・四一〇・三三
 田中 睦男 一九七・四一〇・三三
 中村 義夫 一九六・三一一・三三
 浅間 敏夫 一九九・四一〇・二五
 小林 和夫 一九〇・二一六
 山口 岳志 一九三・八一一・三三

羽田野 正隆 一九五・四・一
谷内 達 一九七・四・一

物理学

林 正 一九九・六・三〇・四・一
水谷 寛 一九九・六・三〇・四・一
杉山 旭 一九九・七・三・五・七・五
荒川 淳 一九九・八・八
大野 陽朗 一九九・八・八・七・四・一
篠原 正三 一九九・八・八・七・九・三
宮原 将平 一九九・八・三・五・三・三
梅津 藤市郎 一九九・一〇・三・六・四・三〇
浅沼 満 一九九・六・一〇・三・三・一〇
景山 昭二 一九九・四・六・四・二・四
浜田 哲夫 一九九・四・一・九・九・〇
小元 敬男 一九九・五・六・七・六・〇
三井 惟靖 一九九・一・一・七・一・三
本間 宏俊 一九九・四・一・三・三・三
宮台 朝直 一九九・八・一
卷田 泰治 一九九・二・六・四・六・〇
山本 玉樹 一九九・四・一
永井 秀明 一九九・七・六・六・三・三
金沢 昭 一九九・八・一

化学

三本木 孝 一九六・四・一
笠原 勝 一九六・六・一・七・四・〇
藤井 寛治 一九七・四・一
大野 鑑子 一九六・一・一
中島 春雄 一九六・一・一
市川 瑞彦 一九六・五・一
持田 潔 一九六・八・六
高山 一 一九七・四・六
坂下 志郎 一九七・五・一
伊土 政幸 一九七・七・六
入江 遠 一九九・六・一〇・七・三・三
坂元 義男 一九九・六・一〇・六・三・三
若山 誠治 一九九・六・一〇・五・六・一
斎藤 恒行 一九九・八・八・五・八・三
永山 政一 一九九・一〇・三・三・三・三
藝目 清一郎 一九九・一〇・三
松本 毅 一九九・一〇・三・五・七・三
芳村 五左衛門 一九九・一〇・三・七・三・三
黒沢 悦郎 一九九・五・三
正宗 直 一九九・三・六・四・四・六
八木 康一 一九九・四・一・六・一・三

今宮明男	一九五・二〇・一
島崎英一	一九五・五・一〇・五・五・八
吉田仁志	一九五・七・一
勝井信勝	一九五・二〇・一
内藤高昌	一九五・四・一〇・三・〇・二〇
中島弘司	一九五・六・一
鈴木稔	一九五・二・一
鈴木輝明	一九五・七・一
多賀光彦	一九五・二・一
片山明石	一九五・七・二・七・二・三・五
北川正太郎	一九五・一・二六・九・五・七
高杉光雄	一九五・三・一六
長谷部清	一九五・三・一六
喜多英明	一九五・四・一
嶋津克明	一九五・四・一
市川和彦	一九五・三・一

生物学

〔植物〕	
大谷吉雄	一九五・六・三〇・五・三・三
明峯俊夫	一九五・三・三・三・四・一
增淵法之	一九五・四・三〇
渡会彰彦	一九五・四・一〇・七・四・一

佐保貴	一九五・四・一
石川鉦	一九五・四・一六
金沢甫	一九五・八・三
佐々木喜美子	一九五・二〇・一
〔動物〕	
市川純彦	一九五・六・三〇・六・三・三
久佐守	一九五・六・三〇・五・四・六
門馬栄治	一九五・八・八・九・八・三
岡不二太郎	一九五・九・二六・五・三・六
西田秀夫	一九五・四・三〇・五・六・三〇
青戸偕爾	一九五・四・一
山本正	一九五・四・一
狩野康比古	一九五・四・二六・三・九・三〇
片桐千明	一九五・四・一
岩田文男	一九五・二〇・一
若原正己	一九五・四・一
枳内新	一九五・八・一
清水隆	一九五・四・一

地学

石橋正夫	一九五・六・三〇・五・九・三〇
橋本誠二	一九五・六・三〇
小林英夫	一九五・三・三・三・七・三・三

数学

成田英吉	一九二五・四・一〇六・四三〇
松井愈	一九二五・四・一〇
北川芳男	一九二七・四・一〇六・四一五
魚住悟	一九二六・五・二六〇
中村耕二	一九二六・六・一〇七・三三三
太田昌秀	一九二五・四・一〇
河内晋平	一九二六・四・一〇七・六三〇
岡田広	一九二六・四・一〇
岩田圭示	一九二七・四・一〇六
在田一則	一九二五・四・一〇
秋山隆二郎	一九二九・六・三〇〇・七六・四・一
中島甲臣	一九二九・一〇・一七〇
井上弘	一九二〇・三・三〇・五・四・一
小林正忠	一九二〇・四・二〇・七・四・一
入江盛一	一九二〇・五・三〇・五・三・三三
中田平	一九二〇・八・二五〇
石黒一男	一九二二・二・一〇
山口正栄	一九二二・二・一〇七・四・一
井手三郎	一九二五・四・一〇七・四・一
河端梁雄	一九二五・四・一〇三・三・三

外岡慶之助	一九二五・四・一〇七・四・一
山元周行	一九二五・四・一〇六・三・三
越昭三	一九二五・五・三〇〇
河口至商	一九二五・六・一〇七・三・三
永井珠夫	一九二五・九・三〇〇・九・一五
下垣鳴海徹也	一九二九・四・一〇六・六・一〇
加藤正則	一九二九・四・一〇六・九・三〇
尾野寺毅	一九二六・四・一〇
香城日出磨	一九二七・四・一〇
橋本智雄	一九二七・四・一〇
久保田幸次	一九二六・四・一〇
小柳常平	一九二九・四・一〇
勝股修	一九二〇・五・一〇
菅野孝三	一九二〇・五・一〇
上見練太郎	一九二四・七・二六〇
小林一章	一九二四・一〇・一六〇
三宅敏恒	一九二六・九・一〇
諏訪立雄	一九二六・九・二六〇
中村郁	一九二七・一〇・一六〇
井上純治	一九二七・一〇・一〇

図 学

沢田 詮亮	一九〇六・三〇〇〇充・三・三
中根 孝治	一九〇六・三〇〇〇五・三・三
土橋 由造	一九〇六・四・一
堀 謙治	一九〇六・八・一五・二・三
杉野目 章	一九〇四・一〇・一〇六・五・五
井野 智	一九〇七・五・一
井畑 孝夫	一九〇八・三・一五・三・三
内山 武司	一九〇〇・一
上田 正生	一九〇五・四・一
島貫 義孝	一九〇七・四・一七・四・五
蛭沢 正俊	一九〇四・一

自然科学概論

岡 不二太郎	一九〇七・一七・四・一
石垣 寿郎	一九〇七・一〇・一

英 語

安保 常治	一九〇六・三〇〇〇五・三・三
川村 米一	一九〇六・三〇〇〇七・四・一
鈴木 重吉	一九〇九・六・三〇

高月 福太郎	一九〇六・三〇〇〇七・三・三
高橋 保郎	一九〇六・三〇〇〇七・八・三
中村 太郎	一九〇六・三〇〇〇五・三・三
本堂 正夫	一九〇六・三〇〇〇六・四・一
吉田 龍男	一九〇六・三〇〇〇七・三・三
丹治 敏衛	一九〇六・三・七・七・四・一
藤田 清次	一九〇六・三・三・七・七・九・三〇
野尻 吉之進	一九〇八・一・一七・四・四・一
木越 富士彦	一九〇五・三・三・一
岡本 秀男	一九〇五・四・一四・三・三・三
本田 錦一郎	一九〇六・四・一七・四・三・三
中田 靖泰	一九〇九・四・一
柏木 秀夫	一九〇六・六・三・一
老岐 泰彦	一九〇四・四・一七・九・三〇
佐藤 信夫	一九〇五・一・一
岡野 哲	一九〇六・四・一
高久 真一	一九〇六・二・一
福浦 徳孝	一九〇六・二・六・一
長野 幸治	一九〇六・四・一
片山 厚	一九〇六・四・一
北市 陽一	一九〇六・四・一
浪田 克之介	一九〇六・四・一
吉田 勉子	一九〇六・五・一七・三・三
栗原 豪彦	一九〇九・四・一

独語

高橋	宣勝	一九七・四・一
田島	松二	一九七・四・一五・三三
東川	洋一	一九七・四・一五・三三
井上	和子	一九七・四・一
渡辺	洋	一九七・四・一
下元	輝明	一九七・四・一
築田	憲之	一九七・四・一
小川	泰寛	一九七・四・一
西堀	ゆり	一九七・四・一
伊藤	章	一九七・四・一
橋本	尚江	一九七・四・一
園田	勝英	一九七・四・一

塚越	敏	一九七・六・三〇・七・三
原俊	彦	一九七・六・三〇・七・三
山岡	直道	一九七・六・三〇・九・元
横溝	政八郎	一九七・六・三〇・五・三三
宮本	春一	一九七・三・二〇・七・四・九
井手	貴夫	一九七・三・三・四・一
中島	篤	一九七・三・三・六・三三
吉崎	十七	一九七・三・三・六・三三

中島	清	一九七・四・一五・五・三
高本	研一	一九七・九・六・五・五・三
今井	寛	一九七・四・一・六・三三
中原	稔生	一九七・二・二〇・九・三三
丸子	基夫	一九七・四・一・三・九・元
永井	義哉	一九七・七・一
吉田	正勝	一九七・七・一・七・三三
小林	敢一郎	一九七・二・一
斎藤	省三	一九七・二・六・五・三
青柳	謙二	一九七・一・一・三・三三
新妻	篤	一九七・一・一
渋谷	寿一	一九七・六・一
妹尾	幹	一九七・六・二・六・六・六
波田	節夫	一九七・八・一・六・三・三
宮下	健二	一九七・二・一・五・一〇・五
古内	武	一九七・三・一
小島	衛	一九七・八・一・九・九・〇
横田	ちる	一九七・三・一・六・三・三
兄玉	昭人	一九七・四・一・五・一〇・一
丹治	寿太郎	一九七・四・一・六・三・三
小崎	順	一九七・七・六
菅原	隆一	一九七・四・一・七・三・三
藤井	智瑛	一九七・四・一
金子	章	一九七・八・一・六・三・三

高橋吉文	一九七・四・一	吉岡義彦	一九五・四・一	佐藤拓夫	一九五・四・一	山中智之	一九四・〇・一	岡崎忠弘	一九四・四・一	石川裕美	一九四・四・一	筑和正格	一九三・四・一	今田淳	一九三・四・一	野田克己	一九三・〇・一	岡光一	一九三・四・一	仲田和弘	一九三・〇・一	市川勝治	一九三・〇・一	津川良太	一九三・四・一	入野田真右	一九三・四・一	谷島光夫	一九三・四・一	藤鷹尚真	一九三・四・一	長沢常子	一九三・四・一	嶋屋節子	一九三・四・一	吉田敏彦	一九三・四・一	堀江道雄	一九三・〇・一	山崎義彦	一九三・八・一	金田諦元	一九三・四・一	井口正臣	一九三・四・一	小岸昭	一九三・六・一
------	---------	------	---------	------	---------	------	---------	------	---------	------	---------	------	---------	-----	---------	------	---------	-----	---------	------	---------	------	---------	------	---------	-------	---------	------	---------	------	---------	------	---------	------	---------	------	---------	------	---------	------	---------	------	---------	------	---------	-----	---------

仏語

佐藤俊一	一九七・八・一	加納邦光	一九六・四・一
------	---------	------	---------

露語

太黒マチルド	一九三・六・一	後藤辰男	一九三・八・一	出口裕弘	一九三・六・一	白井成雄	一九三・六・一	中山毅	一九三・六・一	菊地昌実	一九三・〇・一	池沢克夫	一九三・三・一	梶野吉郎	一九三・二・一	大友浩	一九三・四・一	秋山和夫	一九三・四・一	西昌樹	一九三・四・一	大平具彦	一九三・四・一
--------	---------	------	---------	------	---------	------	---------	-----	---------	------	---------	------	---------	------	---------	-----	---------	------	---------	-----	---------	------	---------

福岡星児	一九三・八・一	山本香男里	一九三・五・一	城田俊	一九三・四・一	藤家莊一	一九三・四・一
------	---------	-------	---------	-----	---------	------	---------

小平 武 一五五・一〇・六
 中村 健之介 一五五・一〇・六
 灰谷 慶三 一五五・六・一 一五五・二・三
 新田 実 一五五・四・一 一五五・三・三
 内藤 操 一五五・四・一 一五五・三・三
 工藤 正広 一五五・七・六
 山田 吉二郎 一五五・二・六

保健体育

天野 智恵美 一五五・六・三 一五五・三・三
 奈良岡 健三 一五五・六・三 一五五・四・一
 有岡 勇 一五五・八・八 一五五・四・一
 宮崎 兼光 一五五・八・八 一五五・四・一
 山崎 久雄 一五五・一〇・三 一五五・三・三
 阿部 恕 一五五・三・二 一五五・三・三
 室木 洋一 一五五・三・三
 中西 信行 一五五・四・一 一五五・三・六
 大宮 快雄 一五五・八・六
 安藤 義宣 一五五・四・一
 加藤 斌 一五五・三・一 一五五・九・六
 吉田 敏雄 一五五・四・一
 山田 大秋 一五五・四・一 一五五・一〇・四
 上田 満 一五五・三・一 一五五・三・三

伊与田 康雄 一五五・四・一 一五五・六・六
 山口 智弘 一五五・一〇・六
 中川 功哉 一五五・四・一
 鈴木 敏夫 一五五・五・六
 三好 洋二 一五五・五・六
 井芹 武二郎 一五五・四・一
 須田 力 一五五・六・六
 森谷 繁 一五五・四・一
 西園 秀嗣 一五五・四・一

外国人教師

〔英語〕

Harold M. Lane 一五五・四・一 一五五・八・四
 Alan George Barr 一五五・一〇・一 一五五・三・三
 William David Eddy 一五五・二・一 一五五・三・三
 Alan John Skeels 一五五・九・九 一五五・四・三
 John Landon 一五五・一〇・三 一五五・四・三
 William Whitner Haden 一五五・四・一 一五五・九・三
 Michael Arthur Lucas 一五五・二・一 一五五・六・三
 Joyce Ellen Lukridge 一五五・二・一 一五五・四・三
 James Rhodri Herbert Jones 一五五・二・一
 Robert Conner Holder, Jr. 一五五・八・一
 William John Jones 一五五・八・一

Patricia Jean Wetzel	一五九・六・一
[独語]	
Eberhard Weniger	一五四・九・九〜一五五・九・九
Jürgen Walter Friedmann	一五五・八・三〜一九・三・三
Klaus Vorderwülbecke	一五五・八・三〇〜一五五・九・三
Herwig Kempf	一五三・八・五〜一五五・九・三
Eberhard Kleeberg	一五五・八・六〜

三 歴代事務長・事務長補佐・掛長・主任一覧

○事務長

中島文之助	一五〇・四・四〜一五三・三・三
天野淳雄	一五三・四・一〜一五五・三・三
三浦寛代一	一五五・四・一〜一五七・三・三
永田正	一五七・四・一〜一五九・三・三
佐藤博	一五九・四・一〜一六一・三・三
今田末吉	一六〇・四・一

○事務長補佐

三浦寛代一	一五三・四・一〜一五五・三・三
山田孝信	一五五・六・一〜一九・四・一
佐藤信彰	一九九・四・一

○庶務掛長

*中村二三	一五三・四・一〜一五五・四・三〇
富岡彰一	一五五・一〇・六〜一五五・三・三

[仏語]

Françoise Pastre	一五五・九・五〜一九・九・三〇
Francis Dupré	一五五・一〇・一〜一五五・一〇・一
Augustin Laurent Pierre Berque	一五五・一一・一〜一五五・三・三
Jean François Sabouret	一五五・四・三〜一九・九・三〇
Jacques Capdevielle	一九五・八・三〇〜

関根智幸	一五三・四・一〜一五五・三・三
海谷邦俊	一五五・四・一〜一五七・三・三
長谷川達久	一五三・四・一〜一五五・三・三
武田秀雄	一九五・四・一〜一九七・三・三
桜井正信	一九九・四・一

○教務掛長

三浦寛代一	一五〇・五・一〜一五三・三・三
大西信雄	一五三・四・一〜一五五・三・三
吉田三郎	一九五・四・一〜一九七・四・一
富岡彰一	一九〇・四・一〜一九七・三・三

○第一教務掛長(一九七二年四月一日教務掛が第一・第二教務掛に分離)

富岡彰一	一九三・四・一〜一九五・三・三
佐藤慶司	一九五・四・一〜一九七・三・三

○第二教務掛長

川上 強三 一九六・四・一〇・三三
武部 秀雄 一九六・四・一〇・三三

○学生掛長

佐藤 慶司 一九七・四・一〇・三三
奥山 幹久 一九七・四・一〇・三三
加藤 雄一 一九七・四・一〇・三三

○会計掛長

三浦 喜代一 一九六・四・一〇・三三
練生川 恵 一九六・四・一〇・三三
大西 信雄 一九六・四・一〇・三三
富岡 彰一 一九六・四・一〇・三三
山田 孝信 一九七・四・一〇・三三
寺川 信也 一九六・四・一〇・三三

○主任

庶務掛人事主任

宮丸 正道 一九五・五・一〇・四〇

朝日 京栄 一九五・四・一〇・三三
小泉 堅治 一九五・四・一〇・三三
小島 三司 一九六・四・一〇・三三
井原 久男 一九六・四・一〇・三三
大沢 光男 一九七・四・一〇・三三
山地 博之 一九七・四・一〇・三三
皆川 俊幸 一九七・四・一〇・三三

小川 剛 一九六・五・一〇・三三
教務掛教育課程主任

森 専次郎 一九六・三・一〇・三三
第一教務掛教育課程主任

村田 憲次 一九七・四・一〇・三三
尾山 昭宏 一九七・五・一〇・三三
飯領田 将 一九六・五・一〇・三三
石崎 新一 一九六・四・一〇・三三
第二教務掛学部移行指導主任

仙田 真一 一九六・四・一〇・三三
学生掛修学指導主任

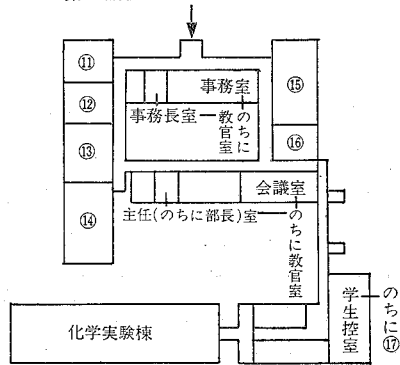
村田 憲次 一九七・三・一〇・三三
青坂 藤仁 一九七・五・一〇・三三
太田 義孝 一九七・五・一〇・三三
佐藤 好之進 一九七・四・一〇・三三
会計掛会計主任

佐藤 誠 一九六・五・一〇・三三

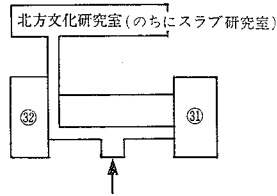
* 中村三三については、『職員録』のように「掛長 雇 中村三三」と記載している例もある。しかし、本文ならびに年表では、「掛長 事務官 富岡彰一」以降を正式の庶務掛長と見なした（なお、一般の事務職員については、交替がひんばんで、おびただしい数にのぼるため、すべて割愛した）。

四 旧校舎平面図（詳しくは、本文二章の説明を参照されたい。）

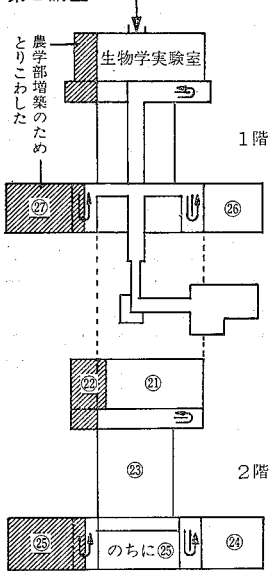
第1講堂



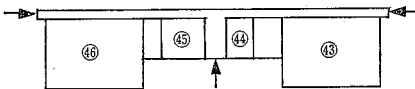
はじめの第3講堂(のちに物理学実験棟)



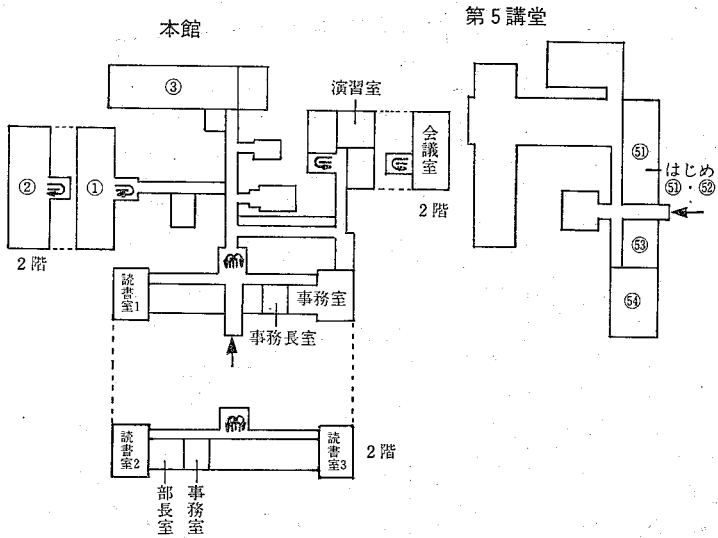
第2講堂



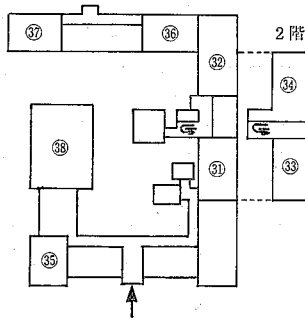
第4講堂



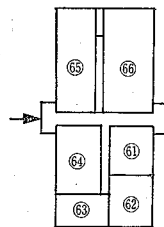
○の中の数字は教室番号を示す



のちの第3講堂

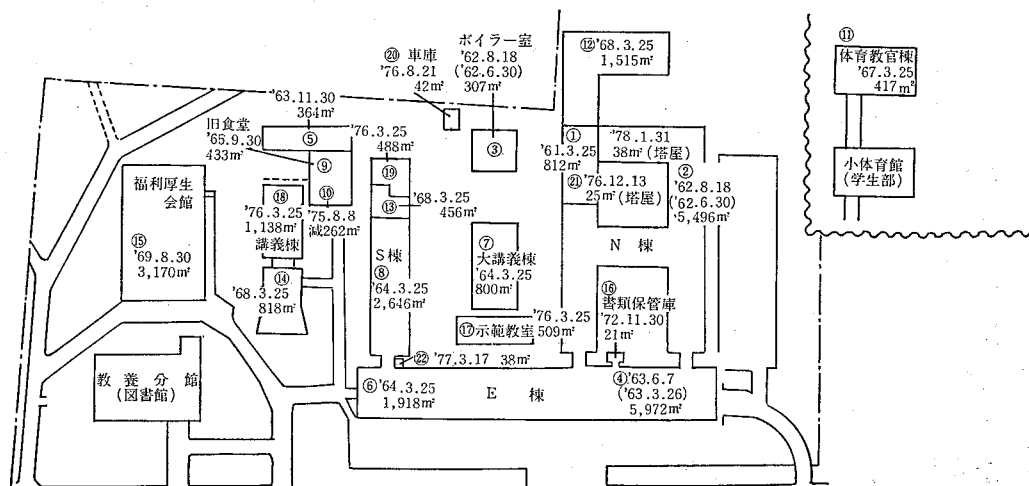


第6講堂



○の中の数字は教室番号を示す。(なお、第6講堂については公式の記録がなく、関係者の証言を総合して番号を付した。)

五 教養部建物沿革図（一九七七年十二月三十一日現在）



(単位㎡)

竣工年度	棟別	N棟	E棟	S棟	体育教官棟	大講義棟	講義棟	示範教室	福利厚生会館	ボイラー室	車庫	書類保管庫	小計	旧食堂	計
1959	①	812											812		812
1962	②	5,496	④	5,972						③	307		11,775	⑤	11,775
1963			⑥	1,918	⑧	2,646	②	800					5,364	⑦	5,364
1965													417	⑨	417
1966					⑩	417							417		417
1967	⑪	1,515		⑫	456		⑬	818		⑭	3,170		2,789		2,789
1969									⑮				3,170		3,170
1972												⑯	21		21
1975													2,135	⑰	2,135
1976	⑱	25	⑲	38	⑳	488		㉑	509		㉒	42	105	㉓	1,873
1977													38		38
計		7,886	7,928	3,590	417	800	1,956	509	3,170	307	42	21	26,588	536	27,161

内訳表

年 表

一九四七 (昭22)	4・1	北海道帝国大学大学制度審議会規程が制定され、 本学を新制大学へ改組するための作業が本格的に 始まった
7・15	7・15	大学基準協会の創立総会が開かれ、全国大学設立 基準設定連合会が定めた基準を同協会の「大学基 準」として承認した(7・16)
9・20	9・20	制度審議会によって『大学制度改革案』が刊行さ れた
10・20	10・20	大学制度改正実行委員会規程が施行され、改組の 作業がこの委員会に移った
一九四八 (昭23)	1・28 7・11	新制大学設置基準対策委員会規程が施行された 同対策委員会の小委員会が教養学科運営委員会 の設置を決定し、構成・運営事項を定めた
7・28	7・28	同対策委員会の原案に基づき、評議会が北海道大 学設立認可申請の件を可決した
7・30	7・30	同申請書を文部省へ提出した
一九四九 (昭24)	1・21	教養学科特別委員会(委員長は松浦理学部長)が 設置され、教養学科の開設作業に着手した
5・31	5・31	国立学校設置法(法律第一五〇号)が公布・施行
一九五〇 (昭25)	3・9 3・11 3・24	一般教養担当教官会議(議長は伊藤学長)が開か れた 第二期生の入学試験が始まった 一般教養関係教官会議(議長は学長)が開かれ、 一般教養科運営委員会が設置され、市川純彦が委 員長(一般教養科主任)に選出された
3・30	3・30	旧制予科の最終修了式が行われた
4・12	4・12	教養学科が一般教養科と改称された
4・14	4・14	市川純彦が一般教養科主任に、中島文之助が同事 務長に発令された
6・8	6・8	され、本学は新制国立大学の一つとして規定され た
6・29	6・29	新制大学第一期生の入学試験が始まった。募集人 員は、文科一九〇名、理科一五〇名、水産科二〇 〇名
7・28	7・28	北海道大学教養学科連絡委員会規程が施行された
8・1	8・1	新制大学第一期生の入学式が行われた
8・4	8・4	教養学科の授業が始まった(函館関係)
11・21	11・21	教養学科の授業が始まった(札幌関係)
		教養学科連絡委員会の諮問機関として、教養学科 研究委員会が設置された

4・15	庶務掛・教務掛・会計掛が設置され、教務・会計に掛長がおかれた
5・5	教育学部体育専攻・音楽教育専攻の追加募集入学試験が始まった
5・15	イールズ事件がおこった(5・16)
8・9	新制大学特別委員会(委員長は学長)の規程が施行された
10・1	第一期生が学部へ移行した
12・26	特別委員会が「新制大学のあり方」を制定した
一九五一(昭26)	第三期生の入学試験が始まった。今年度から国立一期校の入試日程がこのように定着する
3・3	「新制大学のあり方」が特別委員会で一部改正された
3・13	「新制大学のあり方」が評議会で決定された
3・28	一般教養科が一般教養部と改称された
4・1	市川純彦が一般教養部長に発令された
4・6	北海道大学学生部委員会規程が実施された
4・12	「新制大学のあり方」に基づく最初の教官会議が開かれ、学科委員会が設置され、学生部委員・学生委員が選出された
5・16	北海道大学通則が制定され、49・4・1にさかのぼって施行された
5・21	臨時措置として、六〇分八講時刻から四〇分一〇講時刻へ移行した
8・6	評議会が水産学部の教養課程を次年度入学生から

一九五二(昭27)	札幌で履修させることを決めた
3・4	十勝沖地震が発生して、入学試験に若干の混乱があった
4・1	教育課程が改正され、外国語・体育理論・体育実技を除いて全科目四単位となった。九〇分五講時刻へ移行した。本年度から教養課程の授業は水産学部進学予定者を含めてすべて札幌で行われることになり、類別は、文類・理類(水産学部水産製造学科・水産増殖学科の枠を併合)のほか水産学部漁業学科・同遠洋漁業学科・教育学部体育専攻・同音楽教育専攻となった
6・13	北海道大学一般教養部規程が制定され、49・6・1にさかのぼって施行された
6・	『本学一般教育の実施要領——一般教養部の機構と運営』が刊行された
一九五三(昭28)	本年度から教育学部体育専攻・同音楽教育専攻の募集が停止されることになり、類別は、文類・理類・水産学部漁業学科・同遠洋漁業学科となった
10・10	北海道大学部局長の任期内規が改正され、一般教養部長の任期は四年とされた
一九五四(昭29)	一般教養部内規委員会が設置された
6・2	本年度学部移行生から「一般教養部在学学生の移行に関する選考方法」が適用された
10・1	

3・31	国立学校設置法の一部が改正され教養部の設置根拠が規定された
10・15	教養制度委員会の「教養の制度に関する中間報告」が配布された
11・	教養部図書室が開かれた
一九六四(昭39)	国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に關する省令(文部省令第三号)が制定され、本学に設置される学科目が示された(哲学・心理学・歴史学・文学・社会学・人文地理・社会思想史・英語・独語・仏語・保健体育・法学・政治学・経済学・統計学・人類学・物理学・化学・生物学・地学・自然科学概論・数学・図学)
2・25	大講堂が完成した
2・25	岡本剛が教養部長に発令された
8・17	北海道大学教養部学部移行委員会内規が決定された
4・1	北海道大学教養部部長に発令された
3・25	三浦喜代一が事務長に発令された
一九六五(昭40)	大学祭に關して教養部長代理が軟禁され、警官隊が導入された
4・1	武谷憲が教養部長に発令された
6・16	北海道大学教養部学生会委員会内規が決定された
7・6	北海道大学教養部審議会規程が制定された
10・20	北海道大学教養部審議会規程が制定された
12・14	北海道大学教養部図書委員会内規が決定された
一九六六(昭41)	

4・1	本年度から学級担任が学科委員とは別におかれることになった
4・19	教養部審議会に「学生編成の一例」が提出された
6・7	北海道大学教養部施設委員会内規が決定された。
6・7	北海道大学教養部教務委員会内規が決定された。
6・7	北海道大学教養部教官会議規程(案)が教養部教官会議を通過した
7・1	北海道大学学寮規則が改正施行された
8・4	文部省科学研究費交付金による機関研究「一般教育に關する研究——北大方式を中心として」の交付が決定した
11・15	教養部報『嬰珞』が創刊された
12・14	教養部教官会議規程(案)が教養部審議会を通過した
一九六七(昭42)	体育教官棟・小体育館が完成した
3・25	教養部審議会に「仮設カリキュラム第一次案」が提出された
4・12	歯学進学課程が設置されたことにより、追加募集入学試験が始まった
6・10	伊藤昌一が教養部長に発令された
6・16	
一九六八(昭43)	教養部新校舎建設が一段落した
3・25	
一九六九(昭44)	北海道大学附属図書館教養分館内規が決定された。阿部保が同分館長に発令された
4・1	

10・6	9・16	5・20	2・26	1・22	1・5	1・4	1970 (昭45)	12・19	12・8	11・14	10・31	8・30	8・5	6・30	6・26	6・16	4・21	4・20	4・10
------	------	------	------	------	-----	-----	------------	-------	------	-------	-------	------	-----	------	------	------	------	------	------

クラス反戦連合の学生が体育館を封鎖し分散入式になった(以下大学紛争については本文参照)

『環珞』一一号が発刊され、最終号となった

教養部審議会に「学生編成とカリキュラム改訂(案)」が提出された

伊藤昌一が教養部長事務取扱に発令された

小関隆祺が教養部長に発令された

教官会議に助手・事務職員を加えて教職員会議もたれることになった

教官会議に助手を加えることになった

福利厚生会館が完成した

附属図書館教養分館が完成した

小川晃一が教養部長事務取扱に発令された

学部移行の総点制が平均点制に改められた

堀内学長が教養部長事務取扱に発令された

機動隊が導入され、教養部・体育教官棟の封鎖が解除された

授業が再開された

教養部教職員会議がこの日かぎりで行われた。教養部改革委員会が設置された。学生委員会が復活した

北海道大学改革調査専門委員会が発足した

林正一が教養部長事務取扱に発令された

『北海道大学改革調査報告』が公表された

学生委員会暫定委員が承認された

2・11	2・6	12・26	12・19	10・3	6・17	6・1	3・15	2・4	9・7	1972 (昭47)	4・26	4・1	4・1	4・1	4・1	12・16	12・1	11・18
------	-----	-------	-------	------	------	-----	------	-----	-----	------------	------	-----	-----	-----	-----	-------	------	-------

北海道大学改革検討委員会が発足した

教務掛長のもとに教育課程主任がおかれた。学生掛長のもとに修学指導主任がおかれた

大野陽朗が教養部長に発令された

1971 (昭46)

永田正が事務長に発令された。教務掛が第一教務掛・第二教務掛に分かれた

「北海道大学改革調査報告」に対して提出された意見」が公表された

大学設置基準(70・8・31改正)が施行された

五十嵐三郎が附属図書館教養分館長に発令された

元学生委員長会が内規の問題点について報告書を提出した

臨時学生委員会が発足した

1972 (昭47)

教養部学生自治会が校舎を封鎖した

井手貢夫が教養部長事務取扱に発令された

田治米鏡二が教養部長に発令された

『北海道大学改革検討報告(教養課程に関すること)』が公表された

学生委員会が再発足した

学生委員会が解散された

特別委員が委嘱された

1973 (昭48)

特別委員が増員され、臨時運営委員となった

井手貢夫が教養部長事務取扱に発令された

3・19	臨時厚生委員会の設置が決まった
3・24	武道場が完成した
4・1	本部事務局庶務部に入学主幹が配置され、入学試験掛が設置されたことにより、入試事務が教養部から分離された
5・23	北海道大学通則が改正され、「進学すべき学部学科の決定は別に定めるところによりこれを行なう」ことになった
6・1	山田孝信が事務長補佐に発令された
10・17	『北海道大学改革検討委員会報告（報告提出にあたって）』が公表された。北海道大学一般教育特別委員会要項・北海道大学教養課程特別委員会要項が決定された
11・2	小林正忠が教養部長事務取扱に発令された
11・20	北海道大学教養部学生会委員会内規が廃止され、北海道大学教養部厚生委員会内規が決定された。北海道大学教養部問題検討委員会内規が決定された
1974 (昭49)	北海道大学教養部運営委員会内規が決定された。教養部長候補者の選出に關して申し合せがなされた
4・1	勝井信勝が教養部長事務取扱に発令された
4・1	佐藤博が事務長に発令された
4・1	本年度から人文・社会系列の教育課程が改訂され、二単位積算方式が導入された
4・1	和田謹吾が附属図書館教養分館長に発令された
4・11	省令が改正され本学にロシア語が学科目として設置された
5・10	内藤操が教養部長事務取扱に発令された
6・4	北海道大学教養部予算委員会内規が決定された
12・3	北海道大学教養部長候補者推薦内規が決定された。教養部運営委員会内規が改正された
1975 (昭50)	鈴木重吉が教養部長に発令された
1・1	庶務掛長のもとに人事主任がおかれた
5・1	教官会議において「学部講座・学科等の改組・拡充に伴う教養部新入生の定員増について、教養部と事前に協議し了承をうるよう努めること」に關して、評議会へ申し入れることが決定された
5・6	評議会が「学生定員増に關する事前協議についての評議会の申合せ」を決定した
6・25	「教養課程改訂第一次案」が配布された
9・19	「教養課程改訂第二次案」が配布された
12・11	教養部問題検討委員会が解散した
1976 (昭51)	入試合格者が発表され、車イス常用の学生がはじめて入学を許可された
3・11	示範教室・中講義棟・S棟などの新増築が完成した
3・17	『北海道大学教養課程の改革について——一般教育の検討と新機構の設置——（附）教養課程カリキュラム案』が公表された
3・25	
6・16	

一九七七 (昭52)	1・1	橋本誠二が教養部長に発令された
3・16	3・16	北海道大学教養課程改革調査室要項が学長裁定によって定められた
3・17	3・17	車イス等の補装具必要者のための昇降機が完成した
4・1	4・1	今田末吉が事務長に発令された
4・18	4・18	省令が改正され本学に古典語が学科目として設置された
6・25	6・25	改革調査室の下部機構としてプロジェクト・チームがつくられた
7・13	7・13	一九七九年度からの新方式による入学者選抜方法等が決まった
7・29	7・29	附属図書館教養分館の増築が完成した
8・19	8・19	改革調査室プロジェクト・チームが教養課程カリキュラム案をまとめた
12・5	12・5	改革調査室会議が「教養課程の改革について」をまとめた
12・24	12・24	一九七七年度共通第一次学力試験試行テストが行われた(12・25)
一九七八 (昭53)	2・15	北海道大学入学者選抜委員会規程が制定され、北海道大学入学者選抜制度調査委員会要項・北海道大学第二次入学試験実施要項が学長裁定によって定められた
3・3	3・3	雪害のため、入試の開始時間を三時間おくらせる

一九七九 (昭54)	5・1	ほか、札幌受験者にも希望によって函館受験を認めた
5・30	5・1	会計掛長のもとに会計主任がおかれた
6・9	5・30	改革調査室が教養部改組案(零次案)をまとめた
9・20	6・9	大滝セミナーハウスを利用して、新入生合宿研修がはじまった
10・3	9・20	北海道大学主管共通第一次学力試験実施要項が学長裁定によって定められた
10・18	10・3	北海道大学教養部総合科目委員会内規が決定された
		北海道大学教養部規程の一部が改正され、新しい別表に一九七九年度以降の系・課程別の教育課程が示された
		井上泰男が教養部長に発令された
		第一回の共通第一次学力試験が行われた(1・14)
		『北海道大学教養部三十年史』が発行された
		省令が改正され本学に科学方法論・情報科学が学科目として設置された
		佐藤信彰が事務長補佐に発令された
		第二教務掛長のもとに学部移行指導主任がおかれた
	4・1	
	10・1	